

平成20年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年6月12日(木)

議事日程(第3号)

平成20年6月12日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	総務部長	川又 善行 君
政策企画部長	江幡 治 君	市民生活部長	五十嵐 修 君
保健福祉部長	綿引 優 君	産業部長	赤須 一夫 君
建設部長	富田 広美 君	会計管理者	大森 茂樹 君
水道部長	高橋 正美 君	消防長	篠原 麻男 君
教育次長	根本 洋治 君	福祉事務所長	深澤 菊一 君
秘書課長	山崎 修一 君	総務課長	川上 明文 君
監査委員	檜山 直弘 君		

事務局職員出席者

事務局 長 大 谷 利 行                      副参事兼総務係長 吉 成 賢 一  
次長兼議事係長 菊 池 武

午前 10 時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。  
ただいま出席議員は 26 名であります。  
よって、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

議長（高木将君） 日程第 1，一般質問を行います。  
昨日に引き続き、通告順に発言を許します。  
7 番平山晶邦君の発言を許します。

〔 7 番 平山晶邦君登壇 〕

7 番（平山晶邦君） 7 番平山晶邦であります。議長のお許しをいただきましたので、平成 20 年第 2 回市議会での一般質問をさせていただきます。

今、格差社会が大きな問題となっています。私は、今までも格差問題が社会に大きな影響を及ぼしていること、そして、格差の問題が地方行政に大きな問題となってくることを議会の質問等でも申し上げてまいりました。ここに来て格差問題は貧困問題になり、企業間格差、地域間格差と重なり合うようになって、ますます深刻になっているような気がいたします。そして、地域間格差は地域崩壊問題へと変わりつつあるように思います。財政危機と少子高齢化が地方自治体を襲い、地方への財源保障が不明確な中で、国が言っている地方が主役の国づくりを進めるのには甚だ不安な状況になっているのではないかと思います。地域間格差と地域衰退の問題が顕在化してきたと言わなければなりません。職業の職も、食べる食と農業も、命にかかわる医療介護も崩れており、住む地域も壊れつつあるように思われてなりません。

構造改革の名のもとに変えていかななくてはならないものと変えてはいけないものとの区別がつかないまま社会が動いてきたように思います。そして、そのしわ寄せは特に地方に多くあらわれているように思います。自主財源の確保ができない中での財政困難、補助金の削減、医療体制の崩壊、人口の空洞化、農林業の崩壊、福祉介護の悪化、シャッター街の増加、耕作放棄地の増加などが、今、地方にあらわれてきています。

私たちが住む常陸太田市においても多くのことが当てはまるのではないのでしょうか。私はそのことを念頭に置きながら、ただいまから一般質問をいたします。

1点目の質問は、市職員の研修とその実績についてであります。

昨日、人材育成の観点から同僚議員の一般質問に対してご答弁いただいていることありますが、私は特に民間派遣研修についての考えとお願いがございますので、改めて質問させていただきます。

私は、前段で地方が多くの問題を抱えていることを申し上げました。常陸太田市も多くの課題が山積しております。常陸太田市の問題、課題の解決の先頭に立っていかなければならないのが常陸太田市最大の職員を有する常陸太田市、すなわち常陸太田市役所そのものなのです。行政の運営する行政から経営する行政を行っていかねばなりません。そのためには適切な統治と管理運営システムとその実効性を担保とするマネジメント経営が欠かせないと思います。市役所は、信頼のある行政サービスを常陸太田市民に提供する社会的責任があることは言うまでもありません。そこには、市職員の皆さんが市民に対して効率的で効果的な行政サービスの提供に努めるとともに、市民と一緒に常陸太田市の持続可能性を確保していく必要があります。

しかし、本市の統治と管理運営システムはまだ十分とは言えない状況であると思います。そのためには、先ほどから申し上げております課題や問題の危機感を共有していくことが必要であり、そして、課題、問題に取り組む職員の資質の向上が不可欠であります。総合計画などで言われております行政力の向上が必要なわけであり、職員の資質の向上には、公務員としての専門知識の研修は当然であります。市民のニーズの多様化が進んでいる時代、民間的意識の向上も市民力との協働を求めるならば必要であります。また、行政を経営するという立場からも必要であります。

私は、市長が先導して行った民間企業への市職員を派遣した研修等を高く評価しております。そして、市民から求められている民間的意識とマーケティングという概念と企画するアイデア、発想を持つきっかけになる民間企業研修は必要であると考えます。

平成18年度に行った民間企業研修は、職員の中にどのような意識改革が起こり、どのような実績が見えてきたのかをお伺いし、また、18年度限りで民間派遣の研修が終わってしまったことは残念でなりません。なぜ1年だけで民間研修が終わってしまったのかの理由もお伺いしたいと思います。

2点目として、市道の管理と改修についてお伺いをいたします。

例規集の建設の項を読みますと、市道に対してさまざまな条例があります。それだけ市にとって市道の管理は大切なことであると思います。先日、新聞報道で、谷河原町で協働の理念に共感し、また市の財政状況を考えたこととして、谷河原町内が市道の改修を行ったことを知りました。私は、谷河原町内の皆様の本市を思う心には大変感銘を覚えますし、敬意を表するものがあります。

しかし一方、建設の条例を見ると、協働の理念に共感し協力していただく事業により補修する市道の改修等の規定が常陸太田市にはないのであります。それでは、谷河原町が行った市道の改修で事故が発生しなかったからよいのですが、例えば、事故が起こったときはだれが責任を負うことになるのかという問題が生じてまいります。管理はだれが行った工事なのか、へ

ルメットを着用し服装等についても整備された工事だったのか、そして保険はどうしたのか、多くの問題があったのではないかと思います。

市道の改修を工事業者が請け負った場合は、労災、現場代理人など、さまざまな規則があるでしょう。今後も協働の名のもとに町内のボランティアの皆さんが市道の改修等を行ってくれるから、それでいいんだということにはならないと思います。ボランティアの皆さんが行う市の事業については条例や規則できちっと決めて、それに沿って行うようにしなければいけないと考えます。そして、その後の責任は市が負うと考えますが、現在はどのようになっているのかということで、市道の管理、特にボランティア等が行う改修工事についての考え方をお伺いをいたします。

3点目として、限界集落を考え今やらなければならない対策についてお伺いをいたします。

過疎、高齢化でコミュニティ機能を維持できなくなる限界集落の再生に向けた動きが全国で広がっています。加速する高齢化で存亡の瀬戸際に立たされている集落に対し、再生への対策は時間との闘いだと言われます。地域住民や自治体中心に耕作放棄地の復活や特産品づくりによる産業おこしを図ったり、なし崩し的な自然消滅による地域の荒廃を避けるために都市との交流による定住促進を図ったり、森林や農地などの地域資源の保全、管理を図ったりしています。

また一方、生活住民に配慮しながら戦略的に撤退する仕組みを模索する動きも全国で出ています。常陸太田市は赤土町、長谷町が限界集落ということですが、準限界集落に位置する集落はもっと幾つか見られるのではないのでしょうか。本市の限界集落は、山間地域ばかりでなく市街においても見受けられるようになっていきます。

そこで、本県でも高齢化が進んでいる本市において、この問題は避けては通れない問題であります。限界集落が想定される地域について、高齢化が進んでいる町内等に対して全世帯の聞き取り調査の実施や生活支援に関するニーズの状況調査、農地の土地利用状況や将来の耕作の意向を把握することは大切な事業ではないかと考えます。茨城県一大きな面積を有する常陸太田市においては、限界集落の問題だけでなく、広く地域再生への何らかの取り組みを行っていく必要があると思います。将来の限界集落の対策についてお伺いをいたします。

4点目の質問として、本市の定住人口増加対策についてお伺いをいたします。

合併後の人口動態の推移を見ますと、17年度は、自然動態の中で出生297人、死亡722人で425人の自然減があり、社会動態では、転入1,384人、転出1,423人で39人の社会減があり、合計で17年度464人の人口減少がありました。

18年度は出生313人、死亡674人で361人の自然減があり、社会動態では、転入1,359人、転出1,672人で313人の社会減があり、18年度合計で674人の減少でありました。

19年は自然減と社会減を合わせた合計572人の減少で、20年は、それよりももっと速いスピードで人口減少が起こっているようであります。

常陸太田市は急速に定住人口が減少し、限界集落の質問のときにも申し上げましたが、少子高齢化が一段と進むと考えられます。常陸太田市第5次総合計画では、目標年度である2016年

の人口を常住人口で約5万5,000人と想定しているようですが、私は、大変楽観視した計画で、もっと厳しく見ておく必要があると思います。

私は、毎年平均700人から800人の人口減少を想定する必要があると考えます。そうすると、8年後の目標年次で、例えば700人の減少を想定すると約5万2,400人、5万2,000台になってしまいます。そして、これを年800人の減少で想定すると5万1,000人台の人口になってしまうと予想されます。私はどうしても最悪のことを考える民間的な発想になってしまうのですが、総合計画で立てた人口予想は、私は甘い数字なのではないかと考えます。そのように考えると、まちは人がいて地域が成り立っていくわけですから、自然減少は別にして、社会減少については何らかの手だてを行う必要があります。

定住人口の確保対策は、都会とか田舎とかとは関係がない行政の課題であります。例えば、県南の取手市なども人口減少が進んでおりますし、東京都の千代田区、港区でも定住人口対策を進めております。それゆえ定住人口対策は行政力が試される大きな課題です。総合計画のまちの将来像では、市民のだれもが住んでよかったと思えるまち、快適空間を目指していますが、私は、もっとアクティブに、住みたい町常陸太田市を目指さなければいけないと思います。そのためには、大胆な子育て世帯の定住支援助成事業や教育環境の整備に努めていかなければならないと思います。定住人口増加対策についてお伺いをいたします。

私は今回、職員の研修という内政的なこと、そして、市の職務に最も大切な法規的なこと、今後、本市にとって予想される大きな課題、市の行く末を左右するベーシックな人口問題という観点から4点について質問をさせていただきました。その思いは、今後の常陸太田市の経済、社会をきちんと支えていく仕組みをつくりたいと思っているからであります。市長初め執行部の皆さんの意欲あるご答弁を期待し、1回目の質問といたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 市職員の研修と実績についてのご質問にお答えを申し上げます。

民間企業への派遣研修につきましては、行政事務の改善効率化に取り組むに当たり、民間企業の現場における業務改善の具体的な内容、改善手法等を体験させ、行政と民間企業の取り組みの違いを実感させることにより、職員それぞれが危機意識と改革意識を新たにした上で取り組むことを目的として平成18年度に実施したものでございまして、延べ39名が参加してございます。

この研修結果につきましては、研修参加者がそれぞれの所属職場並びに市長、副市長への報告の後、この研修参加者が中心となりまして、それぞれの職場において経費削減、事務の効率化及び市民サービスの向上に係る改善項目の抽出を行いまして、職員間で協議をし、改善を行っているところでございます。

主な改善項目といたしましては、各人の机の中にある消耗品を回収し、1カ所で保管し共有化を図ること、事務スペースの清掃を職員が行うことによる清掃委託経費の削減、朝礼、課内会議等の開催による相互理解、意思統一、接客対応の改善、事務事業の進捗状況の精査による課内における係事務配分の見直しなどでございます。

平成18年度に行いました民間派遣研修は、職員の危機意識と改革意欲の醸成のきっかけづくりとして行ったものでありますけども、この研修を通して職員の研修会への自発的参加、行政力改革のための検討など、着実に意識の改革が進んできているものと考えております。こうした成果を今後とも生かすとともに、一層の職員の改善意欲及び資質の向上が必要でございますので、本年5月に設置いたしました行政力改革推進委員会の中で、今後の人材育成の基本的な考え方、職員研修のあり方、職員提案制度のあり方などについて協議、検討することとしております。

議員さんご発言の民間派遣研修についても、今日までの成果を踏まえ、機会をとらえた実施に向け、十分協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市道の管理と改修についてお答え申し上げます。

市道の管理と改修につきましては、道路管理者であります市が行ってございます。

ご質問は、道路の安全確保のため、現在行われている材料支給や地元町会においてボランティアで行っていただいている作業、こうした作業についての規定、基準を明確にして適正な管理を行い、あわせて作業の事故防止にも努めるべきではとの内容かと存じます。

議員ご指摘のとおり、地元町会において実施していただいております作業につきましてはの規定や基準などは現在設けておりませんので、市道の適正な維持管理と作業の事故防止のために側溝清掃、草刈りなどの作業の内容や、その作業における注意事項などを盛り込みました規定、基準などの作成を、今後、検討してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 限界集落を考えた対策についてのご質問にお答えをいたします。

本年6月1日現在の本市の町会ごとの人口につきましては、限界集落と言われております65歳以上の人口の割合が50%を超えておりますのは、議員ご発言のとおり2町会でございます。

また、40%以上で50%未満の町会ではありますが、常陸太田地区が8町会、金砂郷地区が2町会、水府地区が5町会、里美地区が1町会、合計で16町会という状況にあります。

本市では、昨年、国土交通省と茨城県が実施をしました国土施策創発調査に参加をしております。この調査を進めてまいった中で、限界集落を発生させないためには集落の維持・活性化を図ることが必要とされております。この維持・活性化のきっかけづくりとして、ワークショップ手法により集落住民の方々に地域の資源を再認識してもらいますとともに、自発的な意識の醸成を促し、地域産業の育成・振興を図っていくことの有効性が認められております。

本年度から実施をいたしますエコミュージアム活動の中のわがまち地元学事業につきましては、国土施策創発調査と同様なワークショップ手法により、地元住民が地元の暮らし・自然・歴史・文化などの地域資源を探し、それらを大切に育てながら地域らしさを追求していく持続的な取り組みでございます。

また、国の過疎問題懇談会におきまして、仮称ではございますが、集落支援員の設置という提言がなされております。この集落支援員は地区を担当する市町村職員との連携によりまして、集落点検の実施や集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いの促進、さらには地域の実情に応じた集落の維持活性化対策の推進等を行うものとされております。

このようなことから、今後、これらの国の動向につきましても注視をしながら、施策について検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、市の定住人口増加対策についてのご質問にお答えをいたします。

本年度総合計画前期基本計画の重点戦略の1つでありますストップ少子化若者定住戦略としまして、子育て家庭の支援のため、小学校1年生から3年生までの医療費助成を新たに実施をしますとともに、妊産婦・乳幼児に対する入院自己負担助成や妊産婦委託健康診査の拡充を図ったところでございます。また、若者の定住を図るため、引き続き企業誘致を推進しますとともに、結婚推進事業も推進しているところでございます。

しかし、まだまだ少子化対策の推進が必要な状況にありますことから、庁内に少子化対策プロジェクトチームを設置しまして、関係部課の連携により全庁的に施策の調査検討の推進に取り組んでまいりたいと考えております。定住化人口増加対策と少子化対策は相通じるところがあるというように考えておりますので、このプロジェクトチームを中心に検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 7番平山晶邦君。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 2回目の質問をいたします。

職員の研修というものは、18年度に行って39名の方が研修に行かれたと。そして、その実績を、今、お聞きいたしまして、今後に期待するものであります。

しかし、700人近い職員の中で39名というのはまだまだ少ない。よく世の中2・6・2の原則だと言われます。いいのも2だけども、6があつて、だめな2がいると、これが自然の法則だそうであります。2の人よりも6の人をいかにつくっていくかということが大切であると言われます。

そういう中で言いますと、職員が入ってきたプログラムの中に民間企業研修というものをいかに落とし込むのかということが必要になってくるというふうに私は考えます。公務員としての専門的知識は、県の自治研修所だとか、あと全国的には幕張の市町村アカデミーですか、そんなところへ行って研修をなさるといふふうに聞いておりますが、何度も言うように、私は、今、市民から求められているのは市民の目線に立った行政の展開だと。それには民間企業研修というものをきちっとプログラム化する、スケジュール化するということが必要なことだと思っております。

私は1つ例にとりたいと思うのですけれども、昨日、同僚議員が農地の売り払い地というふうなご質問をいたしました。まだ決まっていないそうであります。私の下にやはりあるんですけれども、看板に売り払い地と書いてあるんです。見方によれば売っ払い地。法律用語ではきっと売り払い地なんでしょう。しかし、民間の感覚からいいますと、例えば、今は、この土地をご活用

する方はご連絡くださいとか、そういうレベルの看板なんです。そここのところを貸借地だとか売り地だとかという表現は民間はしておりません。でも、行政は売り払い地。売り払い地という表現は、悪いけれども、余ったものを分けてやるよという感覚になりはしまいかということをおもっております。

そしてまた、私はある病院に関係をしております、その病院が、今度、小美玉市のほうの病院の再生に乗り出しました。そして、その病院の再生に当たって、私は小美玉市の方々といろいろ協議した経過があるんですけれども、そのときに、その小美玉市の国保中央病院というところがなぜ病院としての機能が維持しなくなったかということをおもいますと、フォーザペイシエントといいます、すべては患者様のためにという意識がその病院にはなかったんです。私どもの病院が4月からその病院の運営を始めました。その基本はフォーザペイシエントです。すべてが患者様のためにという、そのテーゼで始めました。

私は1年間その交渉に当たったわけですが、大変な苦勞をいたしました。そのように、頭では皆さんわかっていらっしゃるんだけれども、体にずっとしみ込んでいるということはなかなか変えられないのです。それを思うとき、やはり市民のためにという意識の中で、ぜひとも研修等に対しても取り組んでいただきたいと思っております。

また、2番目のボランティア、そしてまた、たまたま、私は今回、建設部に関する質問をいたしました。そして、ただいま建設部長さんからご説明があって、今度つくるということで了解をいたしました。市民の皆さんが思う気持ちに市がこたえられる、そういう仕組みづくりは必要であります。そして、この行政というものは法令に基づいて動いているんですから、各町内がやってくれるからそれでいいんだということには絶対にならない。やはり市がそれをきちっと担保するという試みは大切であります。

私が現場を見させてもらおうと、道路が非常に長く、しかし、例えばそここのところを中学生が通るときに崩落してしまったというときに、それは町内がやった工事だから崩落してしまって仕方がないということにはならないと思います。やはりそこはきちっと市が管理をしていくということだと思います。そういうふうな意味で、今後、法令に基づいた管理というものを徹底をして、各町内の皆様にご説明をする必要があるというふうに私は思います。

そして、その中で私が感じたことなんですけれども、今、協働のまちづくりをするんだということをお市長を先頭に言われております。そして、その協働のまちづくりも3年がたちました。しかし、協働という言葉はひとり歩きしているんですけれども、それに対する法令、条例、法規が1つもございません。全国では、例えばたまたま私は福島市の内容を持ってきているんですけれども、福島市も市民との協働のまちづくりをやっておりますが、福島市協働のまちづくりの推進要綱とかをきちっとつくってございます。これはなぜかということ、ルールに基づいて行うことが大切だということ、そして事業の継続を実施するという観点からだそうであります。

常陸太田市は、協働、協働という言葉は皆さん使っていらっしゃいます。総合計画の中でもございます。しかし、残念ながら、それをきちっとフォローする法規、要綱、条例、これは何一つございません。これらについては改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

3点目の限界集落の問題についてでございますが、私は、調べるまでは常陸太田市には限界集落なるものはないのではないかなと思っておりました。そうしましたら、現実的に65歳以上が50%を超えている町内が赤土町と長谷町にあったと。そして、例えば西一町なんかも限界集落に近い、65歳を超えてしまうような町内、準限界集落ということをとりますと、先ほど言ったように10幾つかが見受けられる。それに対してきちっとした調査をし、そしてその対策をつける必要がある。

そして、全国での再生、存続の取り組みを私なりに申し上げますと、地元住民主導型で行っているのが京都市、綾部市だそうであります。そしてまた、外部人材活用型は島根県の浜田市で行っております。また、都市との連携で存続を目指す取り組みというのは山梨県道志村と横浜市との共生で行っております。そして、これは大変厳しいんですけども、戦略的撤退。戦略的撤退と申しますのは、その集落がなくなることを計画的に行っていくと。これは山形県で行っているそうであります。

本市においても、近い将来、これは大変な問題になりますので、ぜひとも先ほど言ったことで取り組んでいただきたいと思います。そして、ぜひこういう全国的な内容を研究していただきたいというふうに思います。

次に、4点目の定住人口対策であります。

私は先ほど、住んでよかった町ではちょっと、もっと住みたい町というものを目指すべきだということを申し上げました。これは若い人たちが常陸太田市にうちをつくってくれることではないかなというふうに思います。うちをつくってくれる、常陸太田市にうちをつくりたいと思う、そういう地域にシなくてははいけない。それには、例えば子育て、先ほど教育的なこともしましたが、教育であれば、例えば全部の小学校と中学校に英語の先生を配置するとか、そういう教育に熱心な市だなとか。あと一つは、例えば、家をつくれば10年間、固定資産税を免除する。免除することができなければ、10年間分の固定資産に関して補助をする。そういう大胆な試みをしませんと、この常陸太田市が定住人口をふやすことはできない。また、新しく家をつかったという方の水道代を半額にするとか、そういうことを大胆にやっつけていかなければ、常陸太田市に家をつくってくれるという方がないのではないかな。子育て支援というのは、那珂市でも大宮市でもどこでも子育て支援というふうな話をしておりますので、その辺もぜひ検討をしていただきたいということをお願いをしたいと思います。

私は、常陸太田市はこれだと、こういうアピールするものでいくんだということがないと、若い人たちが常陸太田市に戻ってきてくれない。それは企業誘致とかさまざまな社会的動態の取り組みはあるんでしょう。しかし、そういうことをぜひとも取り組んでいただきたいをお願いをしておきます。

第2回目の質問といたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市道の管理と改修についての2回目の質問の中で、市民協働を

推進する上で条例等の制定についてのご質問がありました。

議員発言のとおり，市民協働を推進し，市民協働のまちづくりを推進するためには，その指針となるものが必要であると認識をしております。この件につきましては，条例や推進大綱あるいは推進計画などいろいろ考えられますので，関係各課と協議をしながら，さらに協働まちづくり推進プロジェクト同様に協議，検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 7番平山晶邦君。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 第3回目の登壇をいたしました。

ぜひともさまざまな研修の検討会，そして定住人口対策などに関しましても，先ほど私が申し上げましたことも検討の課題に乗せていただければと思います。

3回目でございます。古くから言われていることに，政治の要諦は経世済民だと言われていています。世の中を治め人々の苦しみを救うことだと言われていています。しかし，国の政治というものは混沌とした中で，すべてがあいまいでずるずるとした状況のように見えてなりません。経世済民なき政治は滅びるそうであります。常陸太田市においては，経済，社会を将来にわたってきちんと支えていく仕組みをつくり，市長を先頭にして市民に経世済民を実行したいと私は思っております。

最後に市長から決意を述べていただきまして，私の一般質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平山議員から当市が抱えております多くの問題についてのご指摘，そしてまたご提案をいただきました。まさにご質問の中にありましたような定住人口増対策あるいは限界集落対策，そしてまた協働推進，まちづくりのための考え方等々，大変根本にわたるご質問をいただいたところであります。

先ほどの答弁の中で若干補足をしたいところがあります。

協働によるまちづくりにつきましては，今，自治基本条例を当市としても定めていきたいと，こういうふうになっておまして，そういう中に協働のまちづくりということできちっと織り込んでいきたいと，そういうふうになっているところであります。

それから，この限界集落につきましては大変課題が大きいわけではありますが，まずは当市といたしましては，撤退ということは考えないで，地元の活性化，さらには交流人口等の増加対策中での地域対策ということを考えていきたい，そういうふうになっております。定住人口増に対しましては，今，企業誘致等で若い人たちが働く場所を近くに得て，そこに住めるようなことを考えて推進をしているところでありますが，先ほど詳しく人口減少の状況についてお話がございましたように，それでいいのかという疑問点が大きく残っているのも事実であります。他の市町村におきましては，例えば市営住宅に義務教育中の子供を持つ家庭を優先して入れるとか，いろんな方策を講じられているところもあります。当市として，さらにこれを前進させるためにどの

ような手段があるかをきちっと考えながら進めていきたいと、そういうふうに思っているところであります。

最後に、議員から大きくとらえて行政としての心構えといいますか、そういうことについてのお話がありました。市長としての決意を述べよと、こういうことでございます。

もとより地方自治体あるいは地域、町が存在する背景には人がいることが大前提でありまして、人がいて初めて社会が構成される、そしてまた、そこでの経済活動が確保されるわけでありまして。そこを原点に置きながら、持続可能な市づくり、まちづくりということがまさに行政の課題でございます。主権者は市民であること、そのことを念頭に置きながら、今後とも職員ともども意識改革を進め、そしてさまざまな施策を企画いたしまして、議会はもとより市民の皆様にもお諮りをいたしまして、これを実行していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 次、6番深谷秀峰君の発言を許します。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 6番深谷秀峰であります。今回は、何分にもふるさと農道整備事業1項目だけですので、多少しつこい質問内容になるかもしれませんが、ご了承いただきたいと冒頭に申し上げておきます。

さて、現在、里美地区小妻町内で建設中のふるさと農道については、一昨年9月定例議会でも質問をいたしました。今年度になって大幅な事業の変更が示され、地域の住民の方々が大変心配をしており、このままでは当初予定の道路ができないのではないかという声が大変大きくなってきておるところであります。今回改めて取り上げさせていただきます。

さて、ふるさと農道緊急整備事業については、平成5年に国の総務省並びに農林水産省が提唱する農山漁村地域活性化対策としてスタートし、以来、全国各地でさまざまな自治体が行ってきた事業であります。合併前の旧里美村では、平成2年の豪雨被害で笠石集落への道路が寸断され、住民の方々が大変苦労したことがきっかけとなっており、平成12年によろやく県代行事業として、この事業の取り組みが始まったという経緯があります。それから既に8年、現在まで立派な道路ができました。国道349号線、猪ノ鼻峠交差点から東へ約1キロにわたって幅員7メートルの2車線の道路であります。そして、その道路が、現在、山際で途絶えている状況であります。

一昨年9月定例議会での質問に対する当時の里美支所長の答弁では、19年度以降はさらに東側の山林部分へ進み、用地買収を重点的に進めていく計画である。また、事業費を削減し、早期完了させるためにも1.5車線に計画変更を要望し、計画路線にある笠石集落までは早急に完了するために県に強く要望していくと言っております。また、再質問に対する市長の答弁でも、早く整備を進めて供用できるようにすべきだと基本的に考えているので、その方向で努力していくと言われております。

ところが、去る4月22日、小妻町コミュニティセンターで地区説明会がありました。ふるさと農道緊急整備事業は平成19年度までの時限立法であって、今後は、平成24年度まで事業費

3億をつけ5年間事業を延長するが、今まで工事をしてきたふるさと農道の工事を延長するのではなく、県道上君田小妻線から笠石集落への市道の拡幅に変更してはどうかという提案がありました。説明会の中では参加者からもいろいろな意見が出ました。しかし、私自身としても、なぜこういう変更になったのか、正直、十分理解しがたい点があります。

そこで、今まで進めてきたふるさと農道整備事業のこれまでの経過と今後の展開について、市当局としての基本的な考え方について、まずお聞きしたいと思います。

また、県内の他の自治体でも同じようにこの事業に取り組んできたところがあるわけですが、今回の県の方針転換によってどのような状況になっているのか、知り得る範囲でお答えいただきたいと思います。

そして、最も重要な点として、今回提案されたこの事業箇所の変更によって、合併前に計画され、新市に引き継がれたはずの路線計画そのものはどうなるのか、ふるさと農道緊急整備事業予算は終了しても新たな国・県の事業予算を獲得し、この工事をさらに進めていく努力を市としてはやっていくのかどうか、ことさらに不安を大きくしている地元住民、関係者への十分な説明をどうしていくのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） ご質問のふるさと農道整備事業についてお答えいたします。

当事業は、平成5年度にふるさと農道整備事業として制度化され、その後、二度の制度の延長がありまして、昨年度までは3期対策として平成15年度から平成19年度までの5カ年の事業として実施してきたところでございます。

小妻地区につきましては、2期対策中の平成12年度に県営事業として採択となりまして、国道349号線、小中地区から笠石集落を通り、県道上君田線に通じる延長6,200メートル、全幅員7メートルを総事業費28億8,000万円、事業期間8年間で計画され、現在までに4億7,534万5,000円の事業費を充て、延長940メートルが完成している状況にございます。

そのような中、3期対策の終了する平成19年度末、県より4期対策の事業内容についての2つの方針が示されました。1つとしましては、今後5年間で完了できる路線を終点が既設の道路と接続する区間についてのみ整備すること。2つとしては、1地区当たりの全体事業費は3億円とすることです。

これを踏まえまして、小妻地区における3億円で完了が見込まれる新たな路線の検討を県と市で行い、3路線を選定いたしまして現地踏査を行ってまいったところでございます。その1つは、県道上君田小妻線より笠石集落を通じる市道のルートであります。2つ目が、薄葉沢沿いのルートであります。3つ目が薄葉沢沿いより下へ400メートルに位置する沢のルートであります。

その結果、2と3につきましては、急傾斜のため高額な工事費を要することが確認されました。このことにより4期対策事業における最大効果を得るためには、県道上君田小妻線より笠石集落に通じる市道を拡幅改良し、地域の利便性及び生活向上を図ることが最善であるため、この案について県土地改良事務所が地元へ提案をしまいったものでございます。

平成20年3月14日に里美支所において地元の推進組織であります小妻地区ふるさと農道促進協議会に対しまして、これまでの経緯と今後の方針について県と市が説明を行ってまいりました。また、平成20年4月22日に小妻コミュニティセンターにおいて、小妻地区を対象とした住民及び地権者など関係者に対しまして小妻地区ふるさと農道地元説明会を開催し、県の方針による事業計画案についての説明を行い、事業への理解を求めてまいったところでございます。これを受けまして、現在、県では文書による地元の同意を取りつけるべく準備を進めているとのこととあります。

なお、県内における同事業を実施している市町村は6地区でございます。事業の内容としましては、ルートの変更が1地区、事業量を縮小し、不足分については現道のままとするところが3地区、同対策においても事業の完了ができる地域が2地区。以上の状況となっているところでございます。

当初の計画でありますふるさと農道事業については終了となるわけでございますけれども、完了している道路との接続、延長に関しましては、今後、国・県等の事業の動向を注視いたしまして、取り組める事業が見つかった場合につきましては、事業申請を国県等へ要請してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 6番深谷秀峰君。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 再質問をいたします。

答弁を聞いていて、正直、思うところがあります。せっかくあそこまで2車線で立派な道路ができて、これは県代行事業ということで県の方針が優先されるのかもしれませんが。ただ、先ほどの答弁を聞いてみると、県のほうではあれ以上道路を延ばさないでほしい、山まで道路を建設しないでほしいというのが、私、どうしても感じてしまうところであります。あの道路をやめるのは今が潮どきのかな、県のほうではそう考えているのかもしれないと私はとらざるを得ないわけでありませう。

そこで重要になってくるのが市の考えであります。この提案は、今まで進めてきた道路計画からすれば全く趣旨に反していると言わざるを得ません。もしこの案でいった場合、現在の笠石集落の人たちが利用している市道が拡幅され、確かに利便性は高まるかもしれませんが。しかし、アクセスする県道上君田小妻線は道幅も狭く、車がすれ違うのもままならない状態であります。

また、これまで建設された約1キロにわたる立派な道路がすっぱりと途絶えている状況が長期間そのまま放置されれば、市民から行政責任を問題視する声が出るのは必定ではないのでしょうか。この点についてどう説明をつけるのか、あえてお聞きしたいと思います。

そして、この道路計画の発端となった笠石集落の土砂災害による孤立化、こうした経緯を考えれば、今回の県提案の市道の拡幅という事業変更では何ら問題は解決しないわけでありませう。本市が本気でこの道路計画を完成させる気があるならば、もうだれも2車線の道路は望みませう。

1.5車線も望まないかもしれません。林道規模の4メートル道路でもいいと言っております。

今回、ふるさと農道緊急整備事業予算がせつかく5年間延長され、3億という予算がついたわけであります。本市のとする立場としては、さらにこの道路の工事延長をするよう県に強く要請するのが本筋ではないのでしょうか。

先ほど平山議員の一般質問でありましたとおり、笠石集落は戸数も11戸で高齢化が進み、まさに限界集落の典型と言ってもいいところであります。そうしたところに大きな予算をかけて道路をつくる必要がないということを、もし太田市の職員の方が思っているようであるならば、それは大きな間違いだと思います。合併前から引き継いだ旧町村の事業の中には、費用対効果の物差しでははかれない事業が多いわけであります。まさにこのふるさと農道などはそうした事業がもしれませんか。どうかもう一度、県に対しこの工事変更を再考するように要請していただけないでしょうか。

4月22日に開かれた地区説明会は、これまでの間、ほとんど地区住民にふるさと農道の情報が流れておりませんでした。まさに何年かぶりに開いた会議であります。当然、集まりは悪いわけであります。本当に住民の声が聞けたのかどうか、私はこういう点から考えても、再度地区住民会を開いて住民の本音を聞いてみてはどうかと提案するところであります。

再質問に対するご答弁をお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） まず、この決定に対しまして、行政に対しての不信感があるのではないかというふうな内容のご発言でございますけれども、今回の変更につきましては第4期の限られた期限、事業費を最大限に有効に使用するという考え方に基きまして、やむを得ず判断したものでございます。

その考え方につきましては、当初計画において地域の方々の立場から計画をしたものと、今も全く変わっていないものでございます。したがって、市といたしましては、その計画変更の内容を事業主体であります県とともに丁寧に皆様方にご説明を申し上げまして、今後ともご理解をいただけるよう努力をしまいたいというふうな考え方をしております。

それからもう1点、無駄ではないかというような内容のことがありました。事業主体の茨城県とともに、市といたしましてもこのふるさと農道事業を活用することによる地域の活性化、それから利便性確保について当初に計画をし、現在まで事業を実施してまいったところでございます。しかしながら、国県において、ふるさと農道事業自体が時限立法の審議を経まして事業実施期間の延長がなされてきたところでありますが、今回大きく縮小となったものでございます。

この限られた第4期事業の期間、事業費を最大限に有効に活用する考えに基きまして、やむを得ず判断したものでございます。この計画変更による市道の拡幅改良が配分された予算の執行について最も有効的であると考えております。

それから、3点目ですけれども、県に対しての要望でございますけれども、この事業の延長・拡大についての要望については再三やってきた経過がございます。その要望を受けまして県のほうから提出されたのがこの案でございます。それに伴いまして、先ほど1回目に答弁いたしまし

た中で、このふるさと農道整備事業のほかには何か国県等の中で、森林事業、そういったものの中の取り組みが可能であれば実施をしていただくよう要請をしてみたいと、そのようにいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 6番深谷秀峰君。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 最後の質問をいたします。

今回の県の計画変更に伴う市の基本的な考えを、今聞いたところで、正直言って少々がっかりしております。

一昨日、笠石集落の代表の方たち2名と、あと地元選出の議員である高屋議員と私とで、市長に直接要望書を提出してまいりました。内容については、笠石集落の人たちが一番望む、もう1つのルート建設であります。孤立化した経験を持つ人たちしかわからない安心・安全を求める声はその要望書だと思っております。この要望書を見て市長がどうお考えなのか、最後にお聞きしたいと思います。

今、国・県・市、皆財政事情が厳しいのは重々承知の上であります。そうしたときだからこそ、より有効な国・県の補助事業を探し出して、より安く道路を建設するのが、今、行政職員に求められているのではないかと最後につけ加えて、私の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） ふるさと農道事業の、言うなら打ち切りということに関しまして、先ほど来、部長が答弁を申し上げましたように、本市としてはそれでは困るということで県等への要望は強く行ってきたところであります。

しかし、その財源たるものが打ち切られるという状態になりまして、しからば残り3億円という中で、笠石集落の安全と利便性を確保するために今の道路の延長、すべてで6,300メートルの計画であります。うち1キロ弱の完成をその3億円でそこまで延ばしていくということが費用の面からいってどうしてもできない、こういう考えのもとに、苦渋の選択ではあります。現道の1.5車線あるいは待避場を設けるというような形で選択をせざるを得ない、そういうふうに判断をしたところであります。

現在までのふるさと農道の路線計画については、これをもって打ち切りということではなしに、計画そのものは残した中で、例えば幅員7メートルが本当に必要なのか、そのあたりについても検討しながら、さらには財源については、国のほうの補助事業等にそれが該当するものがないかどうか、今後もそこを検討していきたいなど、そういうふうに思っているところでございます。

議長（高木将君） 次、5番益子慎哉君の発言を許します。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） 5番益子慎哉でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

6月になりますと緑が急に勢いづき、畑の草が気になります。ことしは特に遊休農地がふえてきているような気がします。畑作の生産高は、ここ数年、1反で平均七、八万円に行かないのです。今までは採算ではなく、自分の土地は荒らしたくないという気質で維持されてきましたが、いよいよそうはいかなくなってきた、そういう時期になりました。

地域、町内においても同様であります。3月に地域の役員の改選をします。会員数よりも役の数のほうが多いのです。少子高齢化によるもの、これは日本全体のものかもしれません。しかし、本市も地域によってはあと5年が正念場であります。農業、林業も同様です。財政が許せば、税収が上がればなどと私たちは話しますが、5年、10年先では間に合わない、そういう思いです。

農業でも地域のことでいろいろな施策がありますが、行政は今、役所の中ではなく外に出て、農家と土地の上で、地域でも高齢化の集落に入って、現場の中で考えることが必要なのではないかと思えます。

質問に入ります。

本市の消防活動について。

常備消防の充実に伴い、本市でも火災や救命活動など、消防署からも常備消防に対応していただき、市民は安全で安心して生活を送ることができるようになりました。このような中、ややもすると消防団の不要論も考える方もあると思えます。しかし、本市のように面積が広く、山間地や人口密度の低い地域では、消防団の必要度が高く、まして最近特に多い震災や水害、山林火災などの対応には常備消防だけでは地域住民の安全を確保することが難しいことから、地域社会と密接な関係を持ち、十分な訓練と経験を積んでいる消防団が住民を災害から守るために重要であると思えます。

また、消防団は防火・防災活動として、地域の各戸において、特にひとり暮らしの高齢者宅まで防火指導、危険箇所の確認を行い、災害時は住民の避難誘導、町内においては地域行事の中心となり活躍されております。消防団も合併後、すぐ一本化されましたが、新市において以前よりも消防団に対する費用の削減が見られると聞いております。消防団をどのような位置づけで考えているのか、お伺いします。

次に、大規模な災害に備えて、消防団の各分団の訓練強化の必要性についてお伺いします。

広い面積の本市において、各分団の地域それぞれに対応した訓練が必要であると思われまます。河川下流地域では水防訓練、山間急傾斜地域では山岳救助訓練など、それぞれの地域特有の訓練を計画すべきだと思えます。また、今までの操法大会中心の訓練も見直しの時期に来ていると思えます。操法大会の練習は、団員に長期の負担をかけ、団員確保にも影響しているようにも思われまますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、消防団の団員確保の取り組みについてお伺いします。

消防団員の減少は全国的に見ても、昭和29年は200万人を超えていたが、昭和60年には103万人、現在では92万人となっているそうです。本市においても消防団の条例定数に対して100人減であると聞いています。団員数が減少することは本市の防災力の低下に結びつくこととあります。本市としても団員確保を検討、実施し、必要な規模を維持するよう努力すること

が不可欠であると思います。どのようにお考えなのか、お伺いします。

最近の団員の減少は、団員の高齢化に伴い退団者が増加する一方で、入団対象の地域内の若年層の減少や、就労者における非雇用者が占める割合の増加、個人主義による組織離れによるものと聞いています。このような現状の中で、団員確保において市に団員確保推進本部の設置を考えるべきだと思います。また、本人は意欲を持っていても、勤務する企業の理解を得られないことも多いようです。企業への協力に呼びかけのような対策もぜひ考えてみてはいかがでしょうかと思います。

合併後、市職員の勤務地の異動により消防団を退団する職員がいるとのことですが、市民に協働のまちづくりを掲げながら、このような現状を残念に思いますが、考えをお伺いします。

また、昼間は勤務の団員がどの団でもほとんどであると思います。そのような中で準団員としてOBの消防団員の活用を考えるべきだと思います。やはり消防団に魅力がなければ入団されないと思います。消防団組織の魅力づくりに力を入れるべきと思いますが、どのようなお考えなのか、お伺いします。

次に、地産地消推進行動計画についてお伺いします。

常陸太田市地産地消推進行動計画書、平成20年度から平成22年度を見せていただきました。今年度から3年間の計画であります。大きな5つの計画であり、その中に64の行動計画が立てられております。地産地消は、農業を核に、消費者と農業者、そして間接的には地域のあらゆる産業や子供たちの教育にかかわる学校関係者などの連携、一体化、すなわち共生関係づくりの実現だと言われます。その中で、環境保全型農業を取り入れていくことが大切であります。3年という期間でこのような数の計画が推進できるのでしょうか。私は難しいのではないかと思います。

まず最初に、学校給食での地域食材の利用について質問します。

利用量は平成19年度で25.7%ということです。平成22年度で33%の目標であり、数量的にはクリアできそうですが、中身であると思います。価格面で市場価格と入札価格を取り入れているとのことですが、地産地消の理念である農業者と消費者の連携・一体化ではないように思います。変動価格ではなく固定の契約栽培に移行すべきだと思いますが、お伺いいたします。

子供たちと親を含めた食育教育の中からの食料の大切さや、値段がやや高くても地元でつくった素性のわかる安全・安心、新鮮なものを求めるという価値観の育成が必要であります。地元産の農産物を市場価格のみで利用することだけでは地産地消の環境は育たないと思います。また、学校給食での地域食材の利用もJA主体であり、食材の調整が難しいと聞いております。農政課が主体で、JA・生産者と給食センターの調整、計画がなされるべきだと思いますが、その点の取り組みの考え方もお伺いします。

次に、地産地消推進行動計画の本年度の計画目標達成についてお伺いします。

きょう現在、今年度も6月中ほどになります。農家としてはことしの作物の生産、販売の計画は済んでいるように思われます。その時点で、生産者、JAとの協議がほとんどなされていないと聞きます。主要事業の取り組みの主体はJAがほとんどであります。農政課がこの事業をすべてリードしていかないと無理ではないかと思います。経済団体でもある人員も少ないJAにお願いする計画は難しいと思われそうですが、お伺いいたします。

先ほども申しましたが、余りにも多い事業であります。広く浅く実施すればというような消化試合のようになりかねないような気がします。地産地消の推進は深く消費者と生産者の心のつながりの中で顔の見える事業として生まれるべきものだと思います。どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

最後に、森林バイオマスリサイクルセンターについてお伺いします。

平成16年12月に稼働されました森林バイオマスリサイクルセンターについて、この事業は旧里美村と旧水府村の両村で計画され、両議会で議決したものであり、一議員として重く責任を感じております。そして、新市において質問することは大変気の重いものでありますが、新市においてこの事業を深く精査し、市民にできるだけ負担をかけない事業に改善することを願い、質問します。

国の林業構造改善事業の補助を受けまして、総工費約6億4,000万円を半分が国、半分が両村の負担で建設されました。当初計画より議会、協議会で立地場所、事業の必要性、事業関係者の意欲、収支計画などについて問いただしてきました。その不安に感じたほとんどが今日の事業の問題点でもあるように思います。

まず、過去3年間の経営状況についてお伺いいたします。

1年の指定管理料が平均で約1,700万円に対して、収集料を含めた販売収入が約700万円、そして生産量をふやせばその分経費がかかるという悪循環であるように見受けられます。経費の削減努力は見られますが、このような経営状況についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

この計画実行には旧村長が大きく関与されています。現在も役員になられておりますので、経営に深く責任を持ってほしいものと思います。その指導を含めてお答えいただきたいと思います。

昨年、ダイオキシンの問題で操業を停止しておりましたが、事業報告でも記載が見られませんでした。役員会、総会においても余り問題にされませんでした。この事業の役員の経営意識が低いように思いますが、指導的な立場としてのお考えを伺います。

次に、この事業は、指定管理により有限会社バイオマスリサイクルセンターが運営しております。市として管理運営の指導を行うのは理解できますが、市職員による販売や作業の手伝いも行われているようですが、指定管理者制度を逸脱した行為であると思います。どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

最後に、この事業の今後の対応についてお伺いします。

最初に、会計検査院に提出した経営改善計画を達成することだと思います。そして、あくまでもこの事業は林業関係者の一部の事業であり、清掃センターのような市全体の事業ではないのです。企業として行政に頼ることをできるだけ少なくし、自立経営に向けて積極的に取り組むよう望みますが、お考えを伺います。

以上で1問目の質問を終わりにします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） まず、消防団の位置づけについてお答えいたします。

ただいま議員ご発言のとおり、消防団は消火活動、要救助者の捜索活動、危険箇所の警戒あるいは火災予防の巡回広報など、幅広い活動に第一線で活動する重要な組織であることから、地域防災の中核的存在として位置づけられております。したがって、消防団を充実・強化することは地域防災力を向上する上で不可欠であると考えております。

次に、大規模災害に伴う訓練強化についての必要性であります。現在、消防団の訓練につきましては、新入団員の強化訓練や消防大会に伴う訓練あるいは河川流域における水防訓練、山野・林野火災、大規模火災等を想定した遠距離中継送水訓練とあわせて規律訓練を実施することになっております。

また、水害、土砂災害、さらには武力攻撃事態等における国民の保護のための、いわゆる国民保護法では、消防団の役割として避難誘導などを行うこととなっておりますことから、さきに6地区で行われた自主防災訓練では、これらに参加し、訓練を実施しているところでございます。

また、今年度、本市において都市災害ハザードマップを作成することになっておりますので、これらを参考に、今後ともそれぞれの地域で想定される災害に対する確に対応できるような訓練内容を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、操法大会中心の訓練の見直しについてのご質問ですが、この訓練は、選手を初め、家族、所属分団あるいは関係署など、長期間にわたる訓練であることから、まことに大変であることは理解しております。しかし、ご案内のとおり、操法大会の目的は、消防団員の強固な消防精神を養成し、厳正な規律と旺盛な士気のもと消防ポンプ操法の熟練と、敏速、確実な団体行動の徹底を図り、もって火災防御上の諸般の要求に適応させることを目的とするものでございます。この訓練は、以前は水の出ない、いわゆる空操法でしたが、現在は水出し操法に変わり、実戦に近い状況下で行われております。

なお、現在までに関係機関から操法大会の見直しについてのご意見は聞いておりませんので、当分の間継続されるものと思っております。

次に、消防団員の確保につきましては、各師団の分団長さんが中心になりまして団員の確保に取り組んでいただいておりますが、昨年度は、里美師団の分団長さん以上の役員と消防本部が意見交換を開催し、団員確保のための協力要請を行ったところでございます。

しかし、遞減の方向にある団員について、消防本部としても団員確保のために消防団員募集の窓口開設の準備中でありまして、広報紙の活用、あるいはパンフレットの設置、募集のための看板作成など、入団しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、企業への呼びかけについてでございますが、本市においても、昨年、消防団協力事業所表示制度を制定いたしております。この制度は消防団員の入団促進、消防団活動の配慮等に協力した事業所に対し表示マークを掲示するもので、地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実されることを目的としたものでありますことから、この制度を活用しながら入団促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市職員の消防団への入団でございますが、現在51名の市職員が地元分団で活躍してお

ります。また、5月には金砂郷支所において支所分団必要性の説明会を開催し、現在5名の職員が入団しております。今後とも全体の奉仕者として、自分の地域は自分で守るという観点から、関係部課と協議し、入団の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、消防団員OBの活用ですが、昨日もお答えいたしましたとおり、特定の地域や特定の災害任務に従事していただくためにそれぞれの役割、身分、組織、階級、要件、処遇について研究しているところでございます。

最後になりますが、魅力ある消防団の取り組みにつきましては、消防団活動、訓練などについてもっと現状を理解していただくことが重要であることから、市広報紙等を活用し、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 初めに地産地消推進行動計画についてお答えいたします。

まず1点目といたしまして、学校給食での地域食材の利用についてでございますが、学校給食での地域食材の利用につきましては、平成19年度に策定いたしました常陸太田市地産地消推進行動計画におきまして、最も重要な施策の1つとして位置づけをしているものでございます。地域食材を利用することは、児童生徒の食の安心・安全の確保や郷土愛の醸成を図りまして、さらには地場産物の消費拡大につながることから、積極的に推進するものでございます。

本市の学校給食での地域食材の利用状況につきましては、地域特産品であります米を初めとして、加工品のうち、しょうゆ、納豆、豆腐、コンニャクが100%となっている状況にあります。青果物の全体の割合でありますけれども、平成17年度が17.3%、18年度が21.2%、19年度が25.5%となっており、年々増加に努めているところでございます。この実績を踏まえまして、20年度の目標を給食センターと同じ計画としまして30%と位置づけ、学校給食用の食材を供給する体制づくりを進めているところでございます。

学校給食用の地域食材供給の取り組みにつきましては、計画的な生産が必要となってくることや、地域食材の品目、生産時期、生産量などの情報提供や価格、規格の決定などの役割を担うコーディネート機能が必要であり、その具現化に向け、現在JAを中心とした納品業者と検討を進めている段階でございます。

なお、このJA等との調整は、地域食材供給体制づくりの取りかかりとして進めておるものでありまして、基本的に目指す体制づくりとしましては、生産者が中心となり生産組織をつくっていただき、契約栽培などによる供給体制の構築にあります。さらには、常陸太田産食材のみのメニューを構成する学校給食常陸太田の日の実施、また、農業や食の大切さを共有できるよう、子供たちと生産者の交流会を実施してまいります。

また、地域食材を使用するに当たりましては、市場の特殊性や生産時期などの理由によりまして価格が高くなる状況が発生することになりますが、一般市場価格との格差の市の補てんを予定しておりまして、これは子供たちや保護者の農産物への認知度を高めるためと消費拡大のための

方策でございます。

次に、2点目の本年度計画の目標達成についてでございますけれども、平成20年度に実施する各種事業につきましては、4つの部会ごとにそれぞれのテーマを定めて取り組んでまいります。生産部会におきましては、消費者ニーズにこたえる生産体制の構築と常陸太田ブランドの確立、販売部会におきましては地場産物を販売する仕組みづくり、食育部会におきましては食文化の伝承と創造、情報交流部会におきましては地場産物の情報発信をそれぞれ担っているところでございます。これらを総合しまして地産地消推進協議会、それからそれぞれの部会が一丸となって地産地消の推進に当たることによりまして目標を達成してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、森林バイオマスリサイクルセンターについてのご質問にお答えいたします。

初めに、過去3年間の経営状況についてでございますけれども、17年度の経常損益は指定管理委託料収入を含め売上高2,255万838円、経常利益106万7,735円、税抜き後の当期純利益は58万5,335円、当期末処分利益でございますが、23万4,207円であります。

業務の成果でございますけれども、974トンを集集運搬しまして、バイオ炭100リットルの換算で632袋、粉碎バーク等については、1,728立米を販売してございます。

18年度の経常損益でありますけれども、売上高2,418万1,010円、経常利益4万8,681円、税引き後の当期純利益はマイナス4万1,519円、当期末処分利益は19万2,688円となっております。

業務の成果でございますけれども、1,069トンを集集運搬しまして、バイオ炭100リットル換算であります。919袋、粉碎バーク等につきましては、2,181立米を販売してございます。

19年度の経常損益は、売上高2,347万7,537円、経常利益マイナス47万7,455円、税引き後の当期純利益はマイナス65万7,455円、当期末処分利益マイナス46万4,767円の状況であります。

業務の成果につきましては、1,234トンを集集運搬いたしまして、バイオ炭100リットルの換算で1,202袋、粉碎バーク等につきましては、1,518立米を販売しております。

次に、経営状況についてでございますけれども、売上高、集集運搬料、販売料の伸びの経常収支の改善に直接結びついておらず、指定管理料が売り上げの7割からのウエートからを占めている状況にございます。このような経営状況でありますので、市・県・指定管理者で構成した運営委員会を定期的開催し、経営状況の進行管理について協議、検討し、自立経営に向けた取り組みを推進しているところでございます。

両村長さんに関する質問でございますが、現在も取締役として在任し、会議等には欠かさず出席しているところでございますので、責任を感じての出席であるととらえているところでございます。

次に、指定管理者の本市の考え方についてお答えいたします。

有限会社バイオマスリサイクルセンターの経営につきましては、取締役会において決定され、

運営されます。よって年4回から5回取締役会が開催され、各年度の計画及び管理運営全体について審議しております。ダイオキシン類の発生問題につきましても慎重審議してまいりました。今後、このような事態を二度と起こさないよう危機管理体制を強化し、万全を期すよう指導してまいります。

次に、市としての管理運営の指導でございますが、バイオマス施設整備は平成13年度から平成15年度までの3年間かけて国保事業の林業構造改革事業で里美牧場敷地内に整備してある関係上、指定管理者の有限会社バイオマスリサイクルセンターとの連携を維持するため、里美産業観光課の通常の業務を妨げない範囲において、職員1名が実質窓口になり対応しているところでございます。

センターの管理運営に当たりましては、会計検査院に19年度から21年度までの経営改善計画書を市が提出しております。バイオ炭の生産目標を掲げてまいりました数値目標を確実なものとするため、会計検査院の検査官もフォローしていくとのことでありますので、市としましても数値目標の確実な達成を図るため、22年度からステップアップできるよう引き続きフォローしてまいります。

続きまして、今後の対応についてお答えいたします。

会計検査院へ提出いたしました経営改善計画21年度までのバイオ炭製造数値目標を達成するため、課題となっているバイオ炭原料の炭材等の確保を関係者一丸となって推進してまいります。指定管理者には、自立経営に向け、危機管理体制の強化と熱効率、運転稼働率を上げる事業形態を確立するよう指導してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 5番益子慎哉君。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） 丁寧な答弁をありがとうございました。

2問目の質問に入らせていただきます。

1番目の消防団の活動についての中で、市の職員という方が金砂郷地区で、市で消防車を対応しているということなのですが、その人がやめるということで、もう一回話し合いにおいて支所にその機能というのを戻させた。ほかの例えば水府地区とか里美地区でも、前には消防団として市の職員の方がやっていたのですが、昼間だけでもそういうような対応はできないのかお聞きしたいと思います。

2問目ですけれども、この前消防団の幹部役員さんと話をしたのですが、市で毎年防火水槽の設置というのをやっておりますけれども、防火水槽の設置と並行して給水タンク車を購入できないか。火事がありますと、その防火水槽というのは割と遠くにありまして、それよりは4トンクラスのタンク車を用意してくだされば、防火水槽を使わないで、普通の1戸の火災というのは消火できるのではないかと、その辺を考えてくださればという意見があったのですけれども、また、これは震災とか、そういったところで給水活動とか飲料水などにも使えるので、その辺、取り組んでいただけないかなと思っております。

2番目に地産地消の関係なのですが、給食の食材の利用ですけれども、先ほど質問を入れたと思うのですが、要するに市場価格に対して入札するような形でやっている。かなり上がってしまう場合には市の財政のほうから補てんするという考えもあるのですけれども、市場価格でかなり下落しているときにその市場価格でやっていくと、何だ、学校給食に納めても仕方がないなという農家の考えも出ると思うのですけれども、例えば長期契約で、ことしはどれくらいどの季節に必要かというのを、ある程度数量というか、そういう方向性を決めて、それに対してことしの価格はこれでいくといえ、かなり上がったときもその価格でできるし、下がったときも農家への補てんになる、そういうことで、農家さんを育てるといって、その辺を考えていただけないものかなと思います。

もう1点でありますけれども、先ほどのJAさんをお願いしてというのが食材でも地産地消の推進計画でもあるのですけれども、このごろ、私も農協さんに勤めている仲間が七、八人、割と知り合いがいたのですが、6人くらいが農協さんをやめている。やっぱり農協さんも経営などでなかなか厳しい面もあって、合理化とかそういうことをやっているし、その辺に対して、これもやってくれ、あれもやってくれと農協さんに押しつけるのはどうなのかなと思っています。先ほども言いましたように、農政のほうできちとした考えで、この辺については農協さん協力してください、この部分に対しては幾つ出してくださいとか、そこまで細かく精査した協力依頼という。こういうことでことしは考えて企画していますけども、それについて農協さんやってくださいと。農協さんとのつながりというのは、森林組合もそうですけれども、補助金に対して、今度どういふふうな施設を補助しますからと、そういうふうな関係で成り立っていると思いますけれども、それで結構役所も強く言えるのかなと思っています。

地産地消の考え方は、その辺に対して農家まで考えた取り組みでないとなかなか難しい。経済団体の農協さんだけではなかなか網羅できないので、農政課が中心になって細かく精査しながら、農協さんの傘下の農家さんまでもいろいろな働きかけで入っていかないと、どうしても役所仕事みたいに、この辺でお願いするということで、農協に落とせば農協さんがやってくれるんじゃないかという、そういう時代じゃなくなってきたと私は思いますので、その辺について再度お尋ね申し上げます。

次に、給食の米飯なんですけども、本市は100%常陸太田市内のコシヒカリを使っている。このごろパン食のほうで小麦がかなり高騰しております、小麦が3割程度上がっている。本市の主力は、結構米の生産がありますので、米粉パンを持ち込んで米の利用を上げたらいいと思います。米粉パンというのは食味もよく、もちもち感、そしてカロリー吸収がゆっくりなので、緩やかで本当にいい食材だということを聞いております。小麦粉の値上げに対して、あと一、二割で米粉の価格も範囲内になってきているようでもありますので、その辺の導入についてお考えいただきたいと思います。

地産地消でもう1点なのですけれども、地産地消の推進計画を里美あたりからどんどんやっているようなんですけども、この取り組みに対して1年くらい前、産業部長さんが農政課長さんのころに、私、自分の地元スーパーさんの役員さんが地産地消についてお話ししたいということで話があ

たときに、地元スーパーさんで売り場とか、広場を利用して地産地消で地元の農産物をPRしていきたいということで考えられている。それは1年前だったのですけれども、1年たっても全然話が来ないのは何なんだと私も問いかけられたのですけれども、一番手っ取り早いのは、その辺だと思うんですね。だから、その辺でなぜ動かないのか。こういうふうないっぱい行動計画を立てているけれども、いろいろな費用がかからないで、地元の農家さんとかJAさんとか、その辺とコンタクトを持って、スーパーさんの取り組みなどを理解して、そこをやるのが農政の基本じゃないかと思うのです。このごろ業者と余り近過ぎるのではないかということもあるようですけれども、地元スーパーさんは全然利益は考えていない、利益じゃなくて、そういうふうな取り組みというものを地域で評価されることが目的なんだという話が出ています。それに対して1年以上たっているのに何ら行動がなされないというが、地産地消の計画が何かはやっているけれども、私はそんなの全然可能性が薄いような気がするんです。早く目の前の課題、目の前に掲げられたことをどんどん進めながら地産地消というものを地域の人々にわかっているように。その辺をどういうふうに考えているかということをお聞きしたいと思います。

次に、バイオマスリサイクルセンターですけれども、指定管理者として、収支のほうは計画とかそういうものは大変難しいもので、努力しているということでもありますけれども、本当に自立できるのかと。なかなか難しいような気もするのですけれども、本当に自立できるのかということを掘り下げてお答え願いたいと思います。

もう一つ指定管理者として、市内にはいっぱい指定管理制度を利用して指定管理者にお願いしている事業があります。その中で、例えば職員までも手伝わせてやるというのは指定管理者制度の根本的な基本に対してずれるのではないかと。むしろ監査あたりでも引っかかるような事例なのではないか。幾らバイオマスが大変な状態でも、その辺の位置づけというのはきちっとしていないと、ほかの企業でも、バイオマスのほうにも派遣してくれたのだからこっちも派遣してくださいという話になると思うし、その辺に何かあいまいさがあるのではないかなと思います。その辺に対して市長さんはどうお考えなのか。

市長さん、もう一つ、指定管理者で産業部管轄で水府村振興公社というのがあるのですけれども、前も私は質問したのですけれども、水府村振興公社の社長を市長さんがやっていたら。それに対して指定管理……。

議長（高木将君） 益子議員、それは通告外にならないですか。

5番（益子慎哉君） いや、産業部の考え方でどうなんですかね。

議長（高木将君） 森林バイオマスリサイクルセンターということに限定してもらっていますので、それは通告外だと思います。

5番（益子慎哉君） 済みません、はい。私の考えとしては、産業部の指定管理者の扱いだから、その辺でどうかなと思ったのですけれども、議長さんがそう言われるなら次回にでも。

ただ、議会で、早急に人選して後任にお願いしてやっていただくという答弁をいただいてからもう1年もたつから、そろそろどうなのかなと。後任というのはなかなか難しいのかなと思いますけれども、指定管理の取り組みについてお聞きしたかったので、まあ、答えてもらえなければ、

それで結構です。

あと収支のほうですけれども、経営的に今後どうするかというのはなかなか難しい問題がありますけれども、その辺、市のいろいろな委員会の中には産業水道委員会、私も属しているんですけれども、その辺に情報をきちっと落として、市でも本当にこの事業というものをどういうふうに続けるかというのを考えて、お互いに再建というか、その辺に取り組めるよう望みます。

2問目の質問は以上で終わりにします。よろしく申し上げます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 再度のご質問にお答えをいたします。

質問内容でございますが、水府支所あるいは里美支所での職員の昼間での団員としての活動はというようなことのご質問かと思われまます。

ご案内のとおり、北消防署と水府支所が距離的に近いということもありますし、里美支所につきましても同一敷地内に里美出張所ができております。そういったことも含めまして、さらには支所職員の数のことも考えられますことから、消防隊の編成については考えなくてはならないかなという気はしております。

また、退職された支所職員につきましては、それぞれの地域の分団に入っている方もございます。そういうことで団員をおやめになったということではございませんので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

もう1点のご質問でございますが、防火水槽につきましては、消防水利の設置基準から40立方以上と定められておまして、設置促進を図っているところでございます。あわせて4トンスペースの給水タンク車ということでございますが、これにつきましては、飲料水の確保あるいは残火処理等には有効であるかと思っておりますが、車両への人員の配置、それとあわせて消火能力、これらから考慮しますと難しいかと考えております。

なお、先ほど1回目の質問の中でお答えしました遠距離中継送水訓練、これらの訓練も実施しておりますので、それらを活用していただければ遠方にまで水量を運ぶことが可能であると考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 指定管理者制度のあり方についての考え方を申し上げたいと思います。

まず最初に、森林バイオマスリサイクルセンターにつきましては、当面の課題として会計検査院からのご指摘をいただいて、経営改善計画を、今進めているところであります。当面は、まずそれを全うするということが最大の課題と思っております。

そういう中にありまして、基本的には市職員が指定管理者の業務を手伝うという、いわゆる給付行為といいますが、そういうことが本来であればあってはならないのは事実であります。ただ、補助事業として立ち上げているものが、今はまだ自立ができていない、そういう状況下において、

若干範囲は広くなりますけども、指導していく中で手伝っている業務があるということは事実でありまして、本来であれば、できるだけ早くそういう業務から職員を外すというのが原則であります。

先ごろ、森林バイオマスリサイクルセンターにおいては専従の職員を雇用をして、職員の今以上の関与をしていたものから外してきた、そういう考え方を今後もとっていきたい、そういうふうに思っております。

それから、ご質問のありました市長が指定管理者の代表になっている水府振興公社についてであります。

議員ご指摘のとおり、平成17年度12月議会におきまして、違法ではないけれども、できるだけ早い機会に見直しをしていく必要があると、そう認識していると、こういうご答弁を申し上げました。今も考え方は当然変わっておりません。ただ、このときに、私の記憶に間違いがなければ、まずは今、水府の振興公社として何が大切か、それは経営の改善が大切であると、そのできるだけのことをやってバトンタッチといいますか、経営者をかわるといことが筋であろうと、私はこういうふうに思っているところであります。

今、水府振興公社につきましては、平成8年度から平成17年度まで経常利益がマイナスということを経営してきてきたところであります。平成18年度にようやく経常利益が黒字に転換をすることができました。そしてまた、平成19年度は黒字幅をもっと広げることができました。その結果といたしまして、行政との絡みで申し上げますと、指定管理料がどういうふうに推移をしてきたか、そのことをお答えをしておきたいと思っております。

平成17年度の指定管理料、水府の振興公社であります。4,784万1,000円の指定管理料を払っておりました。平成19年度におきましては4,457万円ということで、平成17年度比で7%、指定管理料を引き下げができたところであります。そして、本年度平成20年度につきましては、平成17年度比で申し上げますと12%下げた4,210万円というところまで指定管理料を圧縮してきたところであります。

しかし、ただいま現在見てみましたときに、具体的な話になりますが、竜っちゃん之湯の売り上げの減少、それから竜神ふるさと村の売り上げの減少ということが大きな課題であります。これらについての立て直しということをして今やっているところでありますが、それを見きわめました時点、その事業を推進していくことと並行しまして代表者の交代も検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 地産地消に關しましての2回目のご質問にお答えいたします。

農業者への指導義務というものを考えますと、市それから普及センター、そこに農協が入ってきているものでございます。こういった3事業所の連携をもちまして、生産者に対しましての営農指導というものを実施してまいりたいということで事業を推進しているところでございます。

ご質問のありました市の財政で不足金額分を補てんするということはいかかなものかというよ

うなことでございますけれども、この価格の面につきましては、購入する側の給食センターのほうの内容と常に密接に関係してきているところがございます。こういった関係からしまして、今後につきましては、教育委員会の給食センターと十分な協議をした上で体制づくりをしてまいりたいと考えております。

それから、生産者の育成の中でありまして、JAだけをお願いをしまして生産体制の確立を図っているものではございません。それと申すのは、農政課が直接品物を選びまして、それを生産している農家の方に会いまして、方向性を説明をしまして、組織化していただいた上で各方面への納品というものをお願いするという行為も実施をしているところであります。

しかしながら、理由の1つとして、高齢者であるということと、リーダーになるということに対しては抵抗があるということと、それからなかなか人が集まらないということがございます。これによりまして、1つのグループというものの形成ができない状況が現在あるわけでございます。

先ほど言われましたスーパーへの地場産品の提供でございますけれども、これにつきましても、同じように市が実施をしております青年帰農者の講座というものがございまして、2年間勉強していただいた上で直売所等に品物を提供できるような技術を身につけていただくような事業に取り組んでいるわけですが、その中の構成員の方に何人か同じようなお話をしまして、グループとなっていて、ある事業所のフロアを提供するというふうに言われているものですから、そちらへ地場産品を提供する事業に携わっていただけませんかというようなことも相談してきたわけでございますけれども、その生産者が協議をするというような返事をいただきまして、協議をしていただいたんですけれども、なかなか現状では、数多くの品目と、それから1日じゅう、開店から閉店まで同じような品物を同じような量で確保することが難しいという条件が出されておりました。

こういったことから、今後、十分生産者の組織化とあわせまして、そういう生産体制、それと店舗への供給体制、そして消費者への理解度を高めるための取り組み体制、こういったものを重点的にこの3機関であります、市、普及センター、農協と進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 5番、よろしいですか。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時19分休憩

午後1時15分再開

副議長（梶山昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議長を交代させていただきます。次、26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。最初に、後期高齢者医療制度の現状と今後の対応についてお伺いいたします。

野党4党が提出した後期高齢者医療制度を廃止する法案が参院本会議で可決されました。制度の根本問題が次々と明らかになっているにもかかわらず、与党は制度の骨格は間違っていないとして廃止法案に反対しました。国庫負担を減らし、低所得層に重い負担増を押しつけ、今後も保険料は大幅に上がることで、医療の制限につながる診療報酬制度と一体になっていることなど、制度の根本問題が次々と明らかになっているにもかかわらず、高齢者の年齢で差別する制度の構造には手をつけず、保険料等の一部軽減策などで世論の批判をかわそうとするものとなっています。与党の小手先の見直しではお年寄りの苦しみは決してなくなりません。一時的に一部の保険料が下がったとしても、後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料を自動的に値上げする仕組みです。

厚労省の資料から試算しますと、団塊の世代が加入するころには、保険料は今の2倍以上にはね上がります。今、国会で、全国で、高齢者を差別する後期高齢者医療制度への怒りがわき起こっております。医療現場からも抗議の声が上がり、茨城県医師会は全国に先駆けて制度に反対を表明し、20万人を目標にした後期高齢者医療制度の撤廃を求める署名運動を進め、その目標を優に達成したと聞いております。

本市においても、4月15日の年金天引きの日を前後して、多くの高齢者から制度に対する不安や怒りの声が担当窓口へ寄せられたと聞いております。高齢者の声をどのように受けとめておられるのか、後期高齢者医療制度が始まって2カ月以上過ぎましたが、現状をどのように認識されているのか伺います。

私は、5月21日、市長に要望書を提出いたしました。2項目あります。1つは、月1万5,000円未満の高齢者の保険料は全額免除するよう、市として茨城県後期高齢者医療広域連合に働きかけること。2点目として、65歳から74歳までの重度心身障害者への医療福祉費支給制度、通称マル福制度とっておりますが、この制度について後期高齢者医療制度への加入を条件とする措置は撤回し、医療保険の選択にかかわらず医療福祉費支給制度を適用することの2項目です。

茨城県市議会議長会は、4月17日、年金受給月額1万5,000円未満の低所得者に対する新たな減免制度を創設するため要望決議を採択し、茨城県市長会、茨城県町村長会に送付しました。

5月28日、私ども日本共産党地方議員は、茨城県後期高齢者医療広域連合に対し、県市議会議長会の要望決議を重く受けとめ、年金月1万5,000円未満の高齢者の保険料は早急に全額免除することなど3項目を申し入れました。出席していた黒川連合会事務局長は、市議会議長会の決議は重く受けとめなくてはならないと考えている、広域連合には自主財源がないため市町村に負担をお願いすることになる、相談し協議すると答えております。

5月29日に広域連合が招集した市町村担当課長会議が開かれ、要望決議に対する意向が問われたと聞いておりますが、いつまでにどのように答えようとしているのか、お伺いいたします。

2番目に、介護保険制度改正による問題点と人材確保等についてお伺いいたします。

介護保険制度は2000年4月に施行以後、利用制限と利用料の負担額がふえ、利用者や家族、介護の現場からも批判の声が上がっています。2006年4月に介護保険の改定が全面実施され、軽度の人を中心に、介護ベッドや車いすの貸しはがし、訪問介護の時間が減らされるなどの介護の取り上げが全国に広がり、厳しい批判が巻き起こりました。制度の改悪後、給付費は政府の当

初予算見込みすら下回ることが繰り返されており。当市でも給付の伸び実績は2006年度を境に鈍化し、横ばいになっている状態です。当市が管理監督する介護保険適用事業者は、グループホームが7事業所、小規模多機能居宅介護が2事業所など、11の事業所がありますが、運営基準や人員基準などを調査されていると思いますが、実態はどうだったのか伺います。

人材確保等ですが、深刻な人材不足は福祉労働者の余りにも劣悪な労働条件が原因です。若者が福祉の仕事を選ぶ動機は、やりがいがある仕事だからがトップで6割に上ります。これは2004年の厚労省調査です。ところが、月給は平均22万7,000円で全産業の6割程度にすぎず、若年者の多くは年収200万円未満です。専門性を必要とする仕事でありながら、調査によれば、非正規の職員は介護で約4割、訪問介護では約8割に上ります。加えて、夜勤や長時間の過酷な労働です。介護や福祉の支え手が劣悪な労働条件に置かれているのでは支えられる高齢者や障害者の尊厳を守ることはできません。こうした事態になったのは、介護保険法を改悪し、二度にわたって介護報酬を引き下げたためです。労働条件を改善し人材不足を解消することは介護制度存続にかかわる国民的課題です。

私の知っております老夫婦は、「毎回のよう若いホームヘルパーさんが、研修です、きょうも研修ですと来るので落ちつかない、心配だ」と、このように話しておりました。勤続年数1年未満が事業所によって何人、2年未満が何人いるかなど、勤務状況、身分などをきちんと把握することも必要です。市として、介護労働者の実態を調査して国に改善を要望するなど適切な対策をとるべきだと思いますが、ご見解を伺います。

3番目に、精神保健事業の充実についてお伺いいたします。

障害者自立支援法が実施されて2年余が経過しました。政府は世論に押されて利用者負担軽減等の特別対策を実施しましたが、原則1割の応益負担による障害者の負担と不安は依然として極めて大きく、また、施設に対する報酬が削減されて運営が危機に直面し、ここでも人材不足が深刻化しております。

当市においても、精神に障害を持つ人たちの通所作業所として長年にわたって関係者の努力で運営され、当市にたった1カ所だけあった作業所が廃止を余儀なくされました。このとき、同じような作業所が県内24カ所ありましたが、当市を除いた他の作業所は全部残ったと聞いております。行政がもっと一生懸命であったらと、今でも残念に思っております。

廃止されて1年余たちました。利用されていた障害者の人たちは支援を必要とする人たちです。現在、どのような状況のもとで生活されておられるのか伺います。

精神保健事業として、新規で年11回実施される精神保健相談や心の相談への職員派遣の事業などが行われております。精神デイサービスが総合福祉会館、水府地区保険センターの2カ所でそれぞれ月3回実施されておりますが、登録者数が12名、毎回四、五名の参加だと聞いておりますが、デイサービスの利用が余りにも少ないと思われ。何が理由となっておられるのか伺います。

病状が安定していないと外に出にくいということもあるでしょう。生活のリズムの安定を図るためにも、また信頼関係を深めていくためにも、決まった場所で週に少なくとも3回から4回、

いつでも参加できるような受け入れ体制がつくられないものかどうか、お伺いいたします。

4 番目に、事業者の産業廃棄物不法投棄の問題についてお伺いいたします。

水府地区の住民の方々から、Y工務店が産業廃棄物を同地区に不法投棄している、市や県、警察にも通報したが、厳しく対応してほしいと、このような相談がありました。いつ通報があつて、どのように対応してきたのか、その経過と内容を伺います。

私は、指導監督する県の環境保全課に行って県の対応についても調べてきました。県の立ち会いのもと覆土を2メートルほど掘り起こし現地確認したところ、コンクリートがらや廃材が確認できたとのこと。県は、廃棄物は完全撤去させると答えておりますが、これは当然のことだと思います。

地元住民の皆さんの話によれば、掘り起こした別の箇所にもさまざまな産業廃棄物が投棄されているとのこと。市も住民からよく状況を聞いて、このような悪質な行為に対して、県と連携して問題の解決にしっかり当たるべきだと思います。今後の対応についてお聞かせください。

県が公表しております資料によると、平成18年度末に残っている不法投棄は、当市は3件で量は7万3,044トンで、茨城県で一番多いつくば市の30件、17万3,615トンに次いで多く残っております。件数は3件と少ないにもかかわらず、今まで発見されていないのかもしれませんが、量としては県内で2番目に多く、これは問題です。これについて市は状況をきちんと把握されているのかどうか、また、今後、産廃の不法投棄防止のためにどのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

5 番目に、学校施設、教育の充実についてお伺いいたします。

1 点目として、耐震化についてです。

5月に発生した中国四川大地震では多くの学校校舎が倒壊し、多くの子供たちが犠牲になり、胸が痛みます。日本でも決して人ごとではありません。2004年と7年に大地震に見舞われた新潟県でも校舎に被害が出ました。学校の耐震化計画については、児童生徒の命と安全を守る最優先の課題として、昨年10月議会でも質問をいたしました。

昨日の同僚議員の質問で、耐震化率が小学校校舎65.5%、中学校校舎14.8%、小学校体育館70.6%、中学校体育館11.1%。中学校の校舎は、まだできたばかりですが里美中と今年度実施設計に入る峰山中を除いて、ほとんど昭和40年代に建てられております。中学校の体育館は、峰山中を除いて昭和40年代から50年代にかけて建設されており、いずれも耐震化事業が始まったばかりで、低い耐震化率になっております。

今国会で学校施設の耐震化を促進するための法案が5党の共同で国会に緊急提出され、今国会で成立する見通しです。法案の柱は、市町村が行う公立幼稚園、小中学校施設の耐震化事業について、耐震補強工事への国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に、改築への補助率を現行3分の1から2分の1に引き上げる。市町村に公立学校施設の耐震診断実施と結果公表を義務づける。私立学校施設の耐震化にも汎用するというものです。

補助率引き上げの対象は、震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高いとされる構造耐震指標0.3未満の建物。引き上げ期間は、2010年度までの3年間となっております。補助率引き上

げを、当然、取り込んだ当市の今後の耐震化計画についてお伺いいたします。

2点目として、教室へのクーラー設置についてです。

職員室、保健室へのクーラーが設置されましたが、最近の夏の暑さは異常です。30度を超える猛暑から子供たちの勉強条件と健康を守る上でも、普通教室へのクーラー設置は必要不可欠の課題となっております。学校の立地環境においても差があると思います。また、クラスの規模、例えば峰山中や瑞龍中は1クラス35人から40人と大人数のところも幾つもあります。年次計画を立てて教室へのクーラー設置をぜひ進めていくべきだと思いますが、ご所見を伺います。

あわせて今年度、峯山中学校の校舎の改築のための実施設計に入っておりますが、教室へのクーラー設置を検討されているのか、伺いたいと思います。

学校図書司書業務補助員の配置についてです。

小中学校への図書司書配置について、読書の持つ重要さから、そして専門の司書の配置をしてこそ初めて本来の学校図書館としての機能が果たせると繰り返し要望してきました。また、毎年のように予算要望も行ってきました。

そのたびの答弁では、市内小中学校ではほぼ全校に学校図書館法に基づき図書司書が配置され、児童生徒に対し主体的な学習の支援や、また児童生徒の読書習慣の形成を図る上で大きな役割を担ってきている。学校図書館への展示物の作成や図書の整理、廃棄等、また、児童生徒並びに教師に対して専門的な指導、助言を積極的に行っているとか、また、専任の司書の配置については、県と市教育長協議会において毎年県に要望している。今後とも引き続き配置については要望していくと、このような答弁が繰り返されてきました。

現場ではクラスを受け持つ教師が司書教諭の業務を兼務しております。専任と兼任では物理的条件が全く違います。同じような仕事をして十分な指導援助はできません。専任の図書司書が配置されている学校では、どこでもそれ以上に子供たちへの貸し出し冊数も伸び、読書活動の活性化に貢献しています。

私は今回、これまで図書司書の配置を求めてまいりましたが、一步退いて、図書司書の業務を補助する司書業務補助員として図書司書が配置されればということで要望をいたします。学校図書館が生まれ変わってくるという話も聞いております。いつも人がいる温かさが感じられ、子供たちが図書業務補助員の笑顔に迎えられる、生きた交流の場になります。県内では、昨日も事例が出されましたが、鹿嶋市が昨年度、小学校に専任学校司書の配置に乗り出し、児童の読書活動の活性化にも効果を上げています。当市でも県に要望するだけでなく、モデル事業として図書司書 司書業務補助員ですが を配置して、その後、順次拡充し、すべての小中学校に配置していくことができれば、豊かな感性を持ち、思いやりのある本の大好きな子供たちがたくさん育つでしょう。ぜひ学校図書司書業務補助員の配置について教育委員会のご努力をお願いするものです。ご所見を伺います。

最後に、就学援助制度の周知徹底と改善についてお伺いいたします。

就学援助制度は、小中学生が安心して勉強ができるように、家庭の事情に応じて学用品や給食費、修学旅行費などの補助を行い、義務教育は無償と定めた憲法第26条を根拠に法律に基づい

て行われている制度です。子供たちの教育を受ける権利の保障となっています。

しかし、国は2005年から準要保護者への補助金を廃止し、一般財源化してしまいました。所得格差が広がるもとで、この制度がますます重要になっています。しかし、準要保護認定者数を見ますと、2005年から2007年、150人前後で推移しております。2008年度は認定者数が何人なのか伺いたいと思います。

周知徹底については、市民生活ガイド及び市のホームページ、広報、お知らせ版に掲載し、また、先生方による児童生徒の家庭訪問等において家庭状況を確認し対応されておられますが、多くの市町村で行っているように、就学援助の申請用紙を在学生には前年度の12月から3月までに、新入生には4月に配布をし、学級担任に提出できる方法を新たにあってほしいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

私は、最近ある保護者から、2月に学校で就学援助の手続を済ませたが、何の連絡もない、どうなっているのかという相談を受けました。早速教育委員会で調べていただきましたが、まだ学校から提出されていないとのことで、調べましたら、いろいろ行き違いがあったようですが、学校関係者に制度の意味をよく理解していただく上でどのような話し合いがされているのか、伺います。

就学援助金の支給方法の改善についてですが、ほとんどが事後に支給されるので、金額が大きいと準要保護の世帯の中には非常に負担になります。就学援助制度の本来の目的からいっても、事後の支給ではなく、事前に支給できないものかどうか、ご見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 後期高齢者医療制度の現状と今後の対応についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、制度開始からきょうまでの状況及びそのとらえ方でございますけれども、議員ご承知のとおり、制度の施行までに約2年の準備期間があったわけでございますが、ネーミングに対する批判から、制度開始初日に長寿医療制度と呼称が変えられたり、窓口や電話などには保険証が届かない、保険料が幾らになるのか、高いのでは、どのような方法で納めるのか、年金天引きはおかしい、制度が複雑でわかりづらいといった苦情や問い合わせが殺到するなど、混乱と不安の中でスタートとなってしまいました。

第1回の年金天引きが行われました4月15日過ぎからは、次第に問い合わせなどの件数も少なくなり、現在では、新たに75歳を迎えられる方々からの制度に対する問い合わせや、年金天引きから外れた普通徴収の方から納付時期の問い合わせなどが入る程度に落ちついてまいりましたが、いずれにいたしましても、制度開始時期までに被保険者の皆様や市民の皆様の理解と信頼を得ることができなかったことにつきましては、制度に対する周知、啓発が不十分であったことによるものと深く反省しているところでございます。

既に制度がスタートいたしておりますので、今後は、被保険者の皆様や市民の皆様に混乱や不

利益などが生じないように周知徹底に努めながら、制度の定着に向けて適切に対処していくことが重要であると考えております。

2点目の茨城市議会議長会から提出されている要望決議の対応についてでございますが、議員ご発言のとおり、平成20年4月17日に茨城市議会議長会から県後期高齢者医療広域連合会長あてに、後期高齢者医療制度の減免制度に関する要望決議が提出されました。年金受給月額1万5,000円未満の低所得者に対する新たな減免制度の創設を要望するものでございます。

早速、県広域連合では、他県の状況などを調査しながら、予算や財源面、事務処理上の課題等についての検証を行うとともに、要望決議の取り扱いについて議会運営委員会に諮り、低所得者に対する保険料の減免を行う必要性は認めながらも、関係市町村との協議を行いながら、足並みをそろえた対応が必要であるとの確認がなされていると伺っております。

5月29日の課長会議の時点ではどのような見通しになるのかということでございますが、6月中に市町村に照会、意見の集約を行うようなお話でありましたけれども、国等の状況が不透明であるため、その時期、実施方法等についてはまだ決定されないということでございます。

次に、精神保健事業の充実について2点のご質問にお答えをいたします。

最初に、ピロス工房の利用者はどのような生活をしているのかというお尋ねでございますが、障害者施設のひまわりに2名、ゴダイファクトリーに1名、常陸太田市作業所に1名、その他在宅の方が8名いらっしゃいます。

それから、デイサービスの利用が少ない理由でございますが、これは多分に精神障害者としての特徴も関与していると判断されます。精神障害者の多くはその障害の特徴といたしまして、集中力、持久力の欠如や人とつき合うのが苦手で、グループ場面では緊張しやすいだけではなく、精神症状を抱えたままグループでの他者との交流場面に参加しており、デイサービスであっても、その参加は相当な精神的負担となっている場面もございます。

また、それぞれが病気による異なるさまざまな生活障害を抱えておりますので、適切な支援を受けないまま生活を続けていくと病気の悪化を招きやすく、さらには入院の繰り返しを行う事態を引き起こし、地域での生活を困難にするばかりでなく医療費の増加にもつながることなどがあると思いますが、そういう理由でデイサービスにつきましても、負担の問題もございましたけれども、利用が少ないという状況があると思います。

それから、精神障害が軽い方につきましても、うちで生活しているのがいいということもございますので、必ずしもデイサービスを利用するとは限らないと思います。

副議長（梶山昭一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 介護保険制度改正による問題点と人材確保等についての質問にお答えいたします。

最初に、法改正による市に係る11事業所の実態についてはどうかというご質問でございますが、介護保険制度改正に関してでございますが、平成18年度の制度改正におきましては、介護保険制度の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、軽度者への予防給付について、サ

ービスの内容等の見直し，グループホーム，小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの創設，地域の高齢者を総合的に支えていくための必要な援助，支援，包括的，継続的に置かれる機関としての包括支援センターを設置してきたところでございます。

制度改正により新予防給付が新設され，介護サービスの利用につきましては，地域包括センターにおいて，介護予防の観点から自立支援をより徹底するための改正である内容を説明し，利用に当たっての要望や相談を受けながら，利用者に必要な予防ケアプランを作成するなど，各事業所におきまして介護サービスを提供しているところでございます。

なお，事業者間との関係でございますが，市と包括支援センターが中心となりまして，市内の居宅介護支援事業者により制度改正の内容や運用などの情報交換を行うための連絡会を定期的に開催してきてございます。

また，制度改正により，地域密着型サービスに位置づけられたグループホーム，小規模多機能居宅介護等につきまして，市が指導・監督の権限を有することになったことから，指導業務を行ってきております。

平成19年度の実績でございますが，市による指導の対象となる周知事業所につきまして，10月からことしの2月にかけて，順次実施，指導を行ってまいりました。指導の結果につきましては，各事業所における人員基準，施設基準，施設設備基準等につきましては問題はございませんでした。特に昨年度の指導につきましては，事業者の育成や支援，それから主に指導を行ってきておりますが，国が示す政策上の重要課題でございます高齢者等への虐待や身体拘束につきまして，理解や防止のための取り組み等，こういった指導を行ってきたところでございます。

次に，人材確保等についてでございます。

介護事業所における人材確保が困難な状況となっておりますが，実態調査ということでございますが，お答えいたします。

ことしの4月に市内の各事業者には人材確保が困難な職種，また確保したい従業者数についての実態調査を行ったところでございます。どの事業者につきましても人員の基準は満たしてはおりますが，よりきめ細かい介護を行うための人員の確保が困難，または確保したいと答えた事業者につきましては，14事業者で59人の結果となっております。

なお，全国的にこういった介護現場の状況がございますので，介護現場の人手不足解消に向けました介護従事者処遇改善法が国において先月，5月21日に成立いたしておりますので，今後，これらを受けまして関係機関とともに介護事業の円滑なる推進を図ってまいります。

なお，先ほど福祉用具貸与のサービスにつきましてご質問がございましたが，これにつきましては，身体の状態に応じて必要と判断される方が利用できるサービスでございます。また，平成19年4月に一部利用の見直しが行われ，軽度の方でも身体の状態に照らし，福祉用具を必要とする状態に該当すれば利用することができるということになっております。

今年3月の状況でございますが，利用件数といたしましては436件となっております，このうち運用の見直しによる軽度者の利用につきましては，車いす等35件の利用となっております。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 済みません、先ほどの答弁で間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

先ほどピロス利用者の、常陸太田市作業所と申し上げてございましたが、常陸大宮作業所1名でございます。

副議長（梶山昭一君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 事業者による水府地区の産業廃棄物不法投棄の問題について、3点の質問にお答えをいたします。

1点目の現在までの経過でございますけれども、ことしの3月24日に茨城県廃棄物対策課へ産業廃棄物不法投棄についての通報がありました。それに基づき県北地方総合事務所環境保全課が現地を確認し、事業者に対し撤去指導を行っております。これに対して事業者から県北地方総合事務所長に3月31日付の産業廃棄物撤去計画書が提出されております。

しかし、4月22日に環境保全課から市生活環境課へ現地立ち入り調査の依頼がありまして、県及び水府市民生活課と生活環境課の職員が現地を確認したところ、現地には建築廃材などが多数あったことから、事業者を訪問し、改めて廃棄物の全量撤去を指示し、また、撤去作業には、県、市が立ち会うので事前に連絡するよう指導したところでございます。

5月16日に県及び市で現地確認をしたところ、事前連絡がないまま、既に現場は覆土され整地された状況でした。従業員の話では、連休前に建築廃材を撤去し山土を覆土したとのことでしたので、確認のために5カ所掘り返したところ、2カ所から廃材が出てきたため、5月27日に改めて県・市立ち会いのもと撤去作業を行うことといたしました。

5月27日に予定どおり立ち会いを行い、現地を掘り返したところ、南側の斜面から廃材が出てきたため、この斜面のあたりを掘り返して廃材を集め、分別し、掘り返した後については確認するために、埋めずにそのままにしておくよう指示をいたしました。

しかし、6月2日になり太田警察署より県環境保全課に通報がありました。内容は、5月29日に現場近くをパトロール中、掘り返した土を別の場所に運び入れていたのを発見し、作業員に命じて中止をさせたという内容でございました。

県と市で急遽現地を確認しましたところ、事業者事務所の北側の山中で運び込んだらしき廃材の混じった土を確認。さらに山道に廃がわらを敷き詰めてあるのを確認したところです。

その後、事業者を訪問し、再度、廃棄物撤去処理計画書及び始末書を提出するよう指示をいたしました。

以上が今までの経過となっております。

2点目の今後の対応ですが、不法投棄事案の対策は、早期発見、早期の対応が重要であります。現在、県条例に基づき、県職の併任辞令を6名の市職員が県知事より受けております。法に基づ

く立ち入り検査権を付与されておりますので、市民からの通報があり次第、県に報告するとともに、協議を行い、現地に立ち入り確認をして適切に対応をしてみたいと考えております。

3点目の不法投棄について、県に聞いたら市内に3件あるということで、把握をしているのかというご質問でございますが、県の示した3件にあるかどうかはわかりませんが、1件については本件と思っております。

もう1件については、市の職員が産業廃棄物撤去指針の計画書に基づき、きょう業者とともに現地を確認をしているところです。もう1件については、法に基づき現在も指導をしているところでございます。いずれにしましても、先ほど答弁したように、発見次第、全量撤去の指導をしてみたいと思っております。

以上です。

副議長（梶山昭一君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校施設教育の充実について3点のご質問がございました。

まず、1点目の学校施設の耐震化についてお答えをいたします。

教育委員会では、平成18年度に耐震化優先度調査を実施いたしまして、昨年平成19年度には耐震化計画を作成したところでございます。耐震化には多額の経費がかかることから、耐震化計画を具現化するため、本年度中に計画期間や財政面を含めた市の公共施設全体の耐震改修促進計画をつくることになっておりまして、この計画策定後に市民に公表したいと考えております。今後、この促進計画をもとに、校舎、体育館の耐震診断や耐力度調査を実施し、その結果を踏まえて、耐震改修工事や改築工事等を、国の補助を受けながら順次実施してみたいと考えております。

続きまして、2点目の教室へのクーラー設置についてお答えをいたします。

学校施設へのエアコン設置につきましては、これまで小中各校、コンピューター室、保健室、職員室、校長室に実施をしてきております。本市の場合、学級数が多く、普通教室の配置は多額の費用を要し、国や県の補助制度もないことから早期の整備推進は難しい状況にあり、現在のところ普通教室にエアコンを設置することは考えておりません。したがって、峰山中学校においても設置することは考えておりません。

続きまして、3点目の学校図書館司書業務補助員の配置についてのご質問にお答えをいたします。

学校の図書室への専任司書の配置につきましては、昨日、深谷議員からも同様のご質問があり、ご答弁を申し上げたところでございますけれども、本市の学校での図書活動につきましては、学校と市立図書館、そしてボランティアの皆さん方との協力体制のもとに進められているのが特色でございます。人の配置はしておりませんけれども、昨日も申し上げましたように、みんなに薦めたい1冊の本推進事業におきましても、大変高い実績を残しておるところでございます。今後、子供たちの読書活動あるいは図書室のさらなる充実のために図書室担当者として協議を進めてまいります。その協議の中で、さらにどのような人を配置することによって成果が期待できるのか精査

をいたしまして、議員よりご提案がありました学校図書館司書業務補助員の導入も含めて判断を  
してまいります。

続きまして、就学援助制度の周知徹底と改善についてのご質問にお答えをいたします。

就学援助制度の周知につきましては、現在、市民生活ガイドや市ホームページに常時掲載する  
とともに、毎年3月にお知らせ版に掲載し、周知を行っているところでございます。また、教員  
による児童生徒の家庭訪問時において家庭状況の確認をした上、個別に制度の説明をしておりま  
す。今後、各学校を通して、保護者に対し制度概要の資料配布等の説明を実施していく考えであ  
ります。あわせて、学校に対しても再度制度の説明を行い、周知徹底を図っていきたいと考  
えております。

支給時期につきましては、年額支給や、それから月額支給のもの、学用品、通学用品、給食費  
等でございますけれども、それらにつきましては今後検討していきたいというふうに考えており  
ます。

副議長（梶山昭一君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

最初の後期高齢者医療制度の現状と今後の対応についてということで、いろいろと4月15日  
前後しての窓口での市民からの苦情その他問い合わせ等々、報告がございました。保険料が高い  
のでは、年金から天引くのはおかしい、制度が非常に複雑だという苦情、こういって制度の  
周知徹底については反省しているということですが、これは担当課というよりも国の制度  
そのものが非常に複雑でわかりにくいと。年金から天引きは国が決めているわけですから、担当  
課がしかられてもどうしようもないわけですね。このような市民の怒り、不安が寄せられたとい  
うことに対して、それをどう受けとめておられるのかと。

私は職員の方などからもお話ししましたけれども、こういう制度について非常に胸が痛むと言  
う職員の方がおりました。今、職員の資質そのものがいろいろ言われておりますけれども、私は、  
こういう制度そのものについて心が痛むというようなこと、そういった市民の立場、高齢者の立  
場に寄り添った、こういった資質が求められているのではないかと、このとき思ったわけですが  
けれども、こういう状況を、2カ月ちょっとたったわけですが、どのように受けとめておら  
れるのか伺いたいと思います。

それから、5月29日、足並みをそろえて対応したいということですが、それから、今、  
国会のほうでもこういう保険料等々についての軽減策、一部見直し等を打ち出してきておりまし  
て、これは先ほども言いました、手直しと私は言うておりますけれども、こういうことがありま  
すが、それにつけても市議長会から出されている要望決議、これについて時期等が決定されない  
ということですが、これについてはどのようにお答えをするべきなのか、答弁がありません  
でしたのでお願いいたします。

それから、市長に伺いたいんですけれども、私はこの間、街頭で後期高齢者医療制度について  
訴えてまいりました。そして多くの高齢者から怒りの声を聞きました。長生きは迷惑なのか、7

5歳になったら医者にかかるなど言うのか、年金をコツコツ積み立ててきたのに天引きとはひど過ぎる、国保や健保の扶養家族からなぜ75歳から切り離されなければならないのか、このような高齢者の声を市長はどのように受けとめるのか。

国立がんセンターの名誉総長の垣添忠生さんが、今回の後期高齢者医療制度について、医療費を減らす発想そのものが間違いだ、後期高齢者医療制度は憲法が保障している法もとの平等に反するものだ、75歳以上の高齢者を切り離し健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものだ、考え方自体が根本的に間違っていると。国が医療費削減のために医療が本来果たす役割を放棄しようとしている、国のために懸命に働き支えてきた人たちが年をとって病気になったとき、その面倒を国が見ないとしたら、これは棄民そのものだ、お年寄りにかかる医療費をいかに減らすかという発想で、長生きが悪いことだと思わせるようなやり方は、日本の未来にとっても極めて不幸なことではないか、後期高齢者医療制度はその象徴的な出来事であり、私は制度そのものに反対だと。これは国立がんセンターの名誉総長の垣添さんの思いの訴えですけれども、いろんな問題を含んでいる後期高齢者医療制度、高齢者を強制的に囲い込んで負担増と医療制限を迫るこの制度、根本的から非人間的だと言えます。私は廃止しかないとと思いますが、市長のご見解を伺いたいと思います。

2番目の、介護保険制度につきましては、人材確保について非常に困難なところにあると。まずは報酬が低いということですね。勤続年数あるいは身分がパートか正規か、こういったこともしっかりと調べて、介護を必要とする人が安心してサービスを受けられるように、こういう問題について国に声を上げていくということが非常に大事なことだと思いますけれども、今後、事業者に対して、勤続年数や身分等についても調べる必要があるのではないかと思いますけれども、この点についてはどうなのか伺いたいと思います。

精神障害者の充実ですけれども、これまでピロス工場の皆さんが通所作業所として非常に頑張っておられたわけです。このうちの半分以上の方が在宅に戻ってしまったと。丁寧な指導を続けてきたからこそ作業所に通っていたわけですね。先ほど部長答弁の中でも適切な支援が必要だということではありますが、月に3回程度のデイサービスでは、なかなか保健師さんと精神障害者の方の信頼関係というのは保つまでには時間がかかるわけですね。そういう意味でも、それから安定した生活を送れるためにも、こういうデイサービスを月3回をもっとふやして、少なくとも週に3回から4回、こういったことでそういう生活になれさせる、信頼関係を築き上げる、こういった努力が私は必要ではないかなと、こういうふうに思うんですけれども、回数をふやす等についてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

事業者の産業廃棄物不法投棄の問題についてです。

これを全量撤去ということで指導していくということですが、地元の人たちはよくわかっている、今、覆土されてところを掘っておりますけれども、そういう場所のほかに自分たちは場所をよく知っている。ですから、先ほど言いましたように、地元の方からよく話を聞いて、そして徹底した指導ができるように、その上で完全に撤去できるような方策を講じてほしいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

それから、これを悪質な行為と行政がとらえるのかどうか、その辺についても伺いたいと思います。

そして、この事業所、Y工務店ですが、5月15日に執行されている配水管新設工事の指名を受けているわけです。市の指名者選定に関する要綱では、不誠実な行為の有無、信用度など8項目に留意して選定するとなっております。指名業者を選定するときに、こういう問題を起こしている場合の選定はどのように考えておられるのか。今回は横のつながりが密でなかったので水道部でわからなかったということがありますけれども、こういう問題のときにはどのように対処するのか伺いたい。

先ほどもありましたけど、3月24日に市民が通報して、25日には県から撤去指導がされているわけですね。ですから、横の連絡が、情報交換がしっかりされていれば、このような事業所を指名するというようなことはなかったのかもしれませんが、著しくモラルが欠けている事業所は指名しないという厳しい対処が必要だと思いますけれども、今後どのような対応をするのか伺いたいと思います。

それから、学校施設、教育の充実についてですけれども、なかなか耐震化につきましても、これはやっぱり最優先に、命にかかわる問題でもありますので、確かに多額の予算を措置しなければ進めることができない事業ですけれども、そうは言われていられませんので、この20年度からの耐震化改修促進計画をしっかりと立てていただいて促進を図っていただきたいと思います。

教育へのクーラー設置について、これも確かにお金がかかります。暑さ対策として、私はクーラー設置ということで要望しておりますけれども、今、いろいろな工法もみんなで知恵を出し合えばできるかとも思いますので、できれば中学生なども40人いっぱいいっぱいのクラスもたくさんあるわけで、そういうところには何とかこういう勉強条件を満たしたクーラー設置も行っていただきたいと思うんですけれども、暑さ対策について、今後こうした以外の方法もぜひ検討していただきたいと思います。例えば暑いときには氷水等々なども用意するとか、こういったこともできるかと思いますが、これは最低のことですけれども、こういったことの工夫もひとつ考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

学校図書館司書業務補助員の配置について。

これは非常に大事な補助員の役割ですけれども、先ほど教育長からもありましたように、当市の読書活動は非常に活発で水準も高いということは私も承知しておりますが、その質も問題ですね。もっと質を上げる、そういう意味でも、今後、図書室の担当者会議と、私が提案いたしました学校図書館司書業務補助員の導入も含めて判断していきたいというご答弁がありましたので、私、前向きに受けとめたいと思います。ぜひ積極的なご検討をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員さんから後期高齢者医療制度にかかわって市長はどう考えるんだというようなお尋ねがございました。

これまでいろいろな場面である語られてきたわけでありますが、この制度が施行されるに当たって、大きくは3点の問題点があると思います。1つにつきましては、適用までに2年間ほどの時間的な余裕がある中で、国民的な、あるいはそれぞれの自治体等を通じての被保険者への説明が非常に不足をしていたこと、あるいは合意形成が思うように図られていなかったこと、それが1つの大きな問題点だったというふうに思います。

もう1点は、75歳を区切りとするような診療内容についての、医療内容についての制約といえますか、そこが1つの問題点であったと思います。

そしてまた、3点目といたしましては、低所得者とか、あるいは今まで扶養家族であった人からも一人残らず医療費の徴収をすると、その3点が大きく整理ができると思っております。

その中で、例えば医療制度に対しては、75歳以上の方は人間ドックを受診する制度もなくなってきたわけでありまして、本市としてはそのところをかんがみまして、平成20年度から脳ドック、人間ドックに対する助成事業を取り入れたのもそういうところでございます。そしてまた、低所得者あるいは扶養者に対しては、私はもっともっと減免措置を講ずるべきだというふうに思っております。連合組織となっておりますから、地方自治体単独でこれをやっていくということではできないような制度になっております。

したがって、本日、政府・与党のほうからは見直し案の国会への提案があるようであります。また一方では、野党を含めました皆さんからの廃止の法案も提出されると。そういう中で、一体どちらの方向に向かってこの議論が進んでいくのかということは正視をする必要があると思っております。なお、いずれにしましても、それは決まった時点で、さらにまた、今言いました考え方に基きまして、広域連合等で県全体としてどういう対応をすべきか、各自治体とも相談をしていく必要があるだろうというふうに思っているところであります。

〔議長、暑いですが、上着を脱いででもよろしいですか〕と呼ぶ者あり〕

副議長（梶山昭一君） 暑いから上着を抜いで結構です。

保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度についてどのように受けとめているのかということでございますけれども、いろいろ課題はありますけれども、担当の部長でありますので、申しわけありませんが、個人的見解は差し控えさせていただきます。

2点目の茨城県の議会からの要望の対応についてはどうかということですが、後期高齢者医療制度はこれまでの老人保健制度と異なりまして、75歳以上の被保険者一人ひとりに保険料負担を求めていくものですので、特に低所得者の方々に対しては保険料負担を軽減する措置が必要であると考えますが、具体的な方策等につきましては、国における検討、いろんな動向などを踏まえながら広域連合や関係市町村などと協議を重ね、足並みをそろえた対応を考えていく必要があると思っております。

3点目の精神保健事業の充実についてでございますが、デイサービスの増はどうかというご質

問でございますけれども、デイサービスの回数の増につきましては、精神障害者の在宅生活を支援する上で、デイサービスや気軽に参加できる居場所づくりは精神保健事業の充実として有効な方策であると認識しております。引き続き、利用者本人や精神障害者を持つ家族の集まりである常陸太田地方家族会などと協議を持ちながら、デイサービスの回数増を含めたよりよい支援の検討をしてみたいと考えております。

副議長（梶山昭一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 再度の質問にお答えいたします。

介護現場における人材確保についてでございますが、先ほど答弁申し上げたように、国においても介護従事者処遇改善法、こういったものが可決されまして、今後、詳細を示されると考えておりますが、こういった中において介護従事者の確保も図られるものと考えておりますが、さらに介護従事者との情報交換、こういったものも図ってみたいと考えてございます。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 事業者の不法投棄物の問題についての2点の再質問にお答えをいたします。

まず、第1点目のほかのところにも投棄しているのご指摘でございますけれども、2カ所については確認しておりますけれども、その他については調査をいたします。

2点目の悪質だとか、市はどうとらえているのかという質問でございますけれども、一連の行為については悪質な事例であると認識しております。これについては県あるいは警察とも同じ認識でございます。これからも県・警察と連携し厳しく対処してまいります。

以上です。

副議長（梶山昭一君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 事業所の産業廃棄物不法投棄の問題の中の指名停止の考えについてお答えを申し上げます。

指名停止につきましては、常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領によりまして行うこととなっております。指名停止等措置要領によりまして、法令に違反したとき、もしくはその他業務に関し不正または不誠実な行為があったとき市長が認めるときは指名停止となります。

本件に関しましては、今後、指名停止等措置審査会において審査を行い、厳格に対応してまいります。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 3回目の質問をいたします。

2項目めの介護保険制度改正による問題点と人材確保について、事業所で働いている福祉労働者、そういった人たちの勤続年数あるいは身分、こういうことをしっかりと実態を把握することが今後の人材確保等について、あるいは安心してサービスを受けられるようなことについて非常に重要なことで、そういったことも含めて国に適切な対策を求めていくということも大事なので、こういうことをやるのかどうか伺いたしたいと思います。

介護職の待遇改善ということで、介護従事者処遇改善法というものが、先ほど言われたように、先月21日ですか、参議院本会議で可決成立しておりますけれども、こういうことが成立されておりますけれども、中身が非常に不十分なんです。本当に財源不足、待遇改善ということを行っていくためには、国が介護保険料の国庫補助を50%から25%に減らしましたね、ここから大きな問題がぐっと生じてきているわけです。事業所なども廃止に追い込まれたりしていると。ですから、当面25%を30%に、最終的にはもとの50%に戻すということをするれば、保険料の負担も軽くなるし、事業所も存続、それから介護職に従事している方の待遇改善等々も解決されるんですね。だから、こういったことをしっかり国に常に要望していくということが大事かと思えますけれども、これについてご答弁お願いいたしたいと思います。

後期高齢者医療制度、これは本当に大変な問題になっていると思います。市長は、1万5,000円以下の方々の減免措置を講ずる必要があるというようなことが出されましたけれども、年齢を重ねたらみんなで長寿をお祝いして、医療費はただにしようということがまともな政治だと思うんですね。まずは今、後期高齢者医療制度という差別制度を撤廃して、まずもとの制度に戻す。その上で国民みんなで論議をして、財源等も含めて、だれもが安心して医療制度が受けられるという制度をつくっていくということが道理ではないかと思うわけです。ですから、ぜひそういった面でも問題点を十分ご認識されまして、廃止を求めて、正視するのではなく行動を起こしていただきたいと、このようなことを要望しておきたいと思います。

入札関係ですけれども、廃棄物不法投棄を行っている事業所に対して、こういう場合に指名停止といかないまでも、こういうことを起こしたときに指名はしないということがまず第一段階だと思うんですね。そういうことについてはどのように考えているのか。私は先ほど厳しく対処するべきであると、そして場合によっては指名停止、そういったことも必要になってくるかと思えますけれども、こういった事件を起こしたときに、横の連絡をしっかりとりながら、たまたま登録業者になっていた場合に指名をどうするのかといったときには、外していくべきではないかなと、このように思うわけですが、もう一度その点についてのご見解を伺いたしたいと思います。

以上で時間になりましたので、一般質問を終わります。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 再度の質問にお答えいたします。

介護事業者の従事者等の勤続年数等の調査につきましては行ってまいりたいと考えております。

なお、先ほど国等への人材確保についての要望につきましては、介護従事者処遇改善法、こういったものがこれから示されると思いますので、こういったものも見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 事業者の産業廃棄物不法投棄の問題の中の指名停止の考え方についてお答えを申し上げます。

指名はしないということのご提言でございますけれども、指名をしないということは指名停止という行政処分になりますので、あくまでも指名停止等措置審査会における審査を要するというふうに考えております。したがって、本件については指名停止等を含めた審査を行いまして厳格に対応し、今後につきましても、同じように自発的に指名をしないというようなことは行政処分の一環であると思っておりますので、そうした審査会における審査の手続はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（梶山昭一君） 2時40分まで休憩といたします。

午後2時31分休憩

午後2時40分再開

議長（高木将君） 議長を交代いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

25番生田目久夫君の質問を許します。

〔25番 生田目久夫君登壇〕

25番（生田目久夫君） 25番生田目久夫でございます。事前通告をいたしておきました常陸太田駅周辺整備事業についてご質問をいたします。

その前にお断りしておきますが、議員の皆さんには昨日もハードな5時過ぎで、また本日ということで、大変お疲れになっているとは思いますが、しばらくの間ご清聴をお願いしたいと思います。

本題に入ります前に小生の考えを申し述べ、質問に入りたいと思います。

不肖私は、市議会議員として、前後しますが約16年にわたり、議会活動におきましては常に住民サイドに立って主張し、我が身の保身の余り事なかれ主義を、そして、いたずらに執行部に融合するばかりでなく、時には大胆な提言をし、あるいは批判をし、みずからの言動には責任を持って、初心忘れず懸命の努力をいたしてまいりました。そうした考えの中で、今後、一層住民の声に耳を傾け、住民の皆様と綿密な連携を図りながら、真に住んでよかった、住んでみたいと言われるような常陸太田市づくりに邁進をしてまいりたいと思っております。

こうした考えの中で申し上げますが、一般質問は議員固有の権能であり、議員としての職務行為であり、いかなる人の指揮・制肘を受けるものではないことを強く申し述べて質問に入ります。

大久保市長が執念を燃やして進めております常陸太田駅周辺整備事業につきましては、不肖私も山下町に住む一住民として、周辺住民の皆さんとともに重大なる関心を持って、今日まで関係集会、さらには議会本会議等においても住民の代弁者として意見を率直に述べてまいったものでございます。

これより質問に入ります。

まず第1番目に、議会だよりナンバー110号、平成19年11月8日付の市長答弁は、国土交通省が最近発表した、最優先をして改良すべき交差点の中に常陸太田駅前が挙げられていると。その背景は、車が1億台、1キロ走るとした場合に、常陸太田駅交差点を中心に、そこでの死傷事故の発生率が715.2件であると。これは交通戦争と言われた昭和40年代と同じ単位の数値で、300件を2倍以上超える死傷事故の発生交差点として、国交省は最優先的に投資をして改良する交差点ということで挙げられていると言って印刷物を提出されました。

その印刷物は、平成20年3月19日、国土交通省関東地方整備局、及び平成20年5月27日15時48分の電話において、関東甲信地域の相談受付より電話の回答があったそうであります。これはキクチさんと名乗る方であります。国土交通省は、常陸太田市は管轄外である、また、常陸太田市の文字など書き込むようなことは絶対しておりませんとのことであります。したがって、この印刷物はだれが作成されたのか、お尋ねをいたします。

次に、死傷事故件数、平成14年から平成17年の駅前タクシーのYの字交差点ですね、この数値で4年間で11件であると。このデータの出所と市が保有している資料の提示を願います。このデータの出所、市で保有している資料のご提示を要求します。

次に、常陸太田駅前の整備事業の都市計画法に沿って、法的一連の事務手続を完了したということをおっしゃっておりますが、これに対する証明する資料のご提示をお願いをいたします。

次に、常陸太田市の西側は住宅街であります。こちらから駅に向かって線路の向こう側は住宅街です。開発工事は個人だと思えます。その生活道路を駅の通路に使用すれば、安全まちづくり条例に反するものと考えますが、市のご見解をお尋ねをします。

それから、都市計画審議会は、常陸太田市は、県は県で独自に履行したものである旨をお尋ねをします。

また、市の議事録の提出を要求されましたが、その時点で、県審議会の議事録は既に入手をしていたのですが、常陸太田市の議事録はない、必要であれば1週間ほどお待ちくださいと、こういう返答があった。これは都市計画課長の蛭町課長さんで、そういうことをお願いをしましたそうですが、その後、何の連絡もありません。また、議事録作成に当たっては、基本的には必要な収録テープというものがあるわけですね。そういうものがあると思えますが、これもないと申されました。この件についてお尋ねをいたします。

都市計画審議会に市民をなぜ傍聴させる手法をとらなかったのか、これも同じくお尋ねをいたします。

それから、常陸太田市駅前の交通量を県は実測しておりません。市は市として実際の交通量を計測したかお聞きします。また、その台数はいかほどかお尋ねをいたします。いいですか。

それから、久米1700番地の交通量を代表地点とおっしゃっておりますが、一体どこの所轄部署なのか。ほかには小目、木崎、谷河原、3カ所、合計4カ所が提示されておるわけです。市の見解をお伺いをいたします。

また、平成20年度、今年度の駅周辺整備事業費3億3,145万4,000円が提示されておりますが、次の5点について詳細にご説明をお願いします。

1つ、暫定駅前広場整備工事費。2つ、駐輪場移設工事費。3つ、ペDESTリアンデッキ撤去工事費。4つ、用地取得費。どこの用地なのか、内容をこれまた詳細にお願いをいたします。5番 移転6件の名前とその方々の各自の金額は幾らなのか、詳細にご答弁をお願いをいたします。

次に、市役所本庁舎4階の喫煙場であります。喫煙する同志にはまことに変なことを申し上げて申しわけありませんが、収税の面では大変貴重なものでありますけれども、健康増進法第2節に受動喫煙の防止と第25条に定められてありますとおり、たばこはたばこを吸っている方よりも、その周りで煙を吸っている方が各種の病気にかかわる問題があるということです。

これは、資料を今提出しておきましたが、最新の資料もありますが、結局、庁舎でも、収税もありまして、一生懸命体を粉にして喫煙する方々があるわけですが、そういう場所があるわけなんです。たくさんの議員さんがたばこをお吸いになられているということですが、これらに対して、本日のような傍聴人の方々あるいは事務局関係に用足しにいらっしゃった方、あるいはその間にあるトイレを利用なされた方々が、どうもあはしてたくさんの方で煙をもうもうされてお吸いになっているのはいいが、まことに健康には好ましくないだろうと、何とかあれを撤去して、1階なりそういう場所があるんだから、そこへお越しになって、議員さんもその辺は我慢をいただいて、そういうふうになことで協力をしてもらいたいというような要望が最近来ておるわけです。

ですから、そういう要望は市民の重要な要望でありますから、この問題について皆さんで協力して、直ちにこういう問題については撤去をするということをお願いをしたいということになります。この問題について市長さんのご見解をお願いをいたします。

以上、市民にわかりやすい明確なる答弁をお願いをいたします。

議長（高木将君） 発言者に申し上げます。

ただいまの発言の1件目ですが、第10問目の質問になるかと思いますが、駅周辺整備の移転6件とおっしゃいましたけれども、氏名と価格について公表願いたいということですが、個人情報に関しますので、それについての答弁はさせませんので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

25番（生田目久夫君） 私の要求した5番目のですか。

議長（高木将君） 1件目の10問目の設問の中にありました移転者の氏名と価格の公表については個人情報に属しますので、その答弁はいたさせませんのでご了解願います。

25番（生田目久夫君） これは個人の情報とは申しまして、議会での……。

議長（高木将君） 私の発言中でありまして、お聞き願いたいと思っております。

25番（生田目久夫君） 議会での質問でありますから、これは拒否するわけにはいかないと

思います。

議長（高木将君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 6 分休憩

午後 2 時 5 7 分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 4 階の喫煙場に対してどう処置するんだというお尋ねでございます。

議員もご発言の中にありましたように、分煙をきちんとするということは時の流れであります。喫煙室を囲っていくようなことを検討してまいります。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 常陸太田駅周辺整備事業についてのご質問にお答えいたします。

最後の 11 番を除きまして 10 点ほどあったかと思えます。

まず最初の 1 番目の、議会だよりに掲載した国土交通省の資料でございますが、だれが作成したのかというご質問でございますが、この資料を市といたしましては確認した後に、資料の内容等を含めて国及び県に確認を行いました。国が作成した資料であると確認しているところでございます。

続きまして、2 件目の駅前タクシーの Y 字路で起こっている事故の件数、4 年間で 11 件というところでございますが、これは国の外郭団体である財団法人交通事故総合分析センターがまとめた事故の件数を使用しております。

3 番目といたしまして、都市計画の一連の手続についての資料の提出でございますが、これにつきましては、一連の手続といたしまして、公聴会、それから案の縦覧、都市計画審議会等々の経過について告知等を行っておりますので、後日、資料のほうは提出させていただきます。

4 番目の西側の住宅地に係る生活道路の問題についてはどのように考えるのかというようなことでございますけれども、西側への生活道路の安全についてでございますが、今年度、実施設計を委託することにしてございますので、西側の住宅地の車両の通行等についても配慮しながら工事の施工計画等をまとめてまいります。

5 番目の都市計画審議会の開催についてでございますが、ここの駅前の都市計画決定に当たりましては、市の決定の部分と県の決定の部分がございまして、それで、市の都市計画審議会、県の都市計画審議会と 2 回開催しているものでございます。詳細にいきますと、市の都市計画審議会は市の決定の部分でございまして、常陸太田駅前通線とそれに付随する交通広場のほうを計画決定してございます。それから、県の都市計画審議会では国道 293 号と 349 号に関する部分の 3 路線ですね、都市計画道路と申しますと 3 路線の計画決定の変更をしてございます。

それから、6 番目の市の都市計画審議会の議事録の提出についてでございますが、議事録の提

出につきましては前回の市議会で提示を求められているところでございますが、その後、市の情報公開条例に基づきまして開示できない箇所の確認などに時間を要することをご説明してご猶予をいただいていたところでございますが、これらの確認を終えておりますことからご提示させていただきます。

7番目といたしまして、都市計画審議会を市民に傍聴をさせなかったのはどうしてかということでございますが、市の都市計画審議会の公開については、事前に審議会のほうに協議をしていただき、自由な意見を行っていただくために非開示となったものでございます。

それから、駅前の交通量を計測しているのかということでございますが、これは市のほうで平成18年度に行ってございまして、ちょうど駅前から西バイパスにかけての断面の交通量になりますが、1日当たり1万6,595台となっております。

それから9番目、久米町を交通量の交通センサスにおいて代表地点としているのはどうしたことなのかということでございますが、これは県のほうで行われております交通センサスにおいては、各路線をある区間で区切って、その区間に代表地点を設定しているというようなことございまして、293号を海のほうからいきますと、先ほど説明があったように小目町、それから久米町と区間を区切っております。それで、たまたまその中で常陸太田駅前が久米町を代表している区間の中に入っているというところでございます。

それから、10番目の平成20年度の予算についてでございますが、おおよその整備費でございますが、暫定の駅前広場の整備に約2,500万円、駐輪場等の移設に約900万円、ペデストリアンデッキの撤去に約2,900万円を予定してございます。

用地補償費につきましては、先ほどありましたように、個人情報だということで差し控えさせていただきます。

以上でございます。

議長（高木将君） 25番、よろしいですか。25番生田目久夫君。

〔25番 生田目久夫君登壇〕

25番（生田目久夫君） ご答弁ありがとうございます。

再質問をいたしますが、今、ご答弁が速過ぎて全部確認しなかったという点で、改めて情報開示ということでお尋ねをいたします。

それから、市長さんがたばこの健康という問題で撤去するということをお願いしていると、住民もそうおっしゃっているということですが、あそこに未練があるんだか何だか、結局たばこの煙が外部に漏れないようにするというので、あそこに存続するというようなお話なのですが、これはヘビースモーカーの方というのは、たばこの収税というのは大変財政面で大きなものがあるのですが、それによって害を及ぼす影響というのは、ご承知のようにもっともっと多いわけでありまして。

そして、今おっしゃっている検討をするということでは、6万市民の代表者としていかなものかと。住民の方がすべてにそういう健康を害するというので心配しておっしゃっているんだから、そこは代表者として素直に受けとめて、そして、吸う方には申しわけないが、外部

でやるなり、そうした下の階の専門である部分に出向いていただいて利用していただくということが非常に必要ではないかというように思います。

ですから、今のようなおっしゃることじゃなくて、よし、市民の方がこれだけおっしゃるならば、たばこを断じる方もあるんですから、その場所を撤去してよそへ移すということは、十分6万市民の代表者として考えるべきではないかというように思います。もう一度ご答弁をお願いします。

それから、続きまして第2回目の質問に入るわけではありますが、そういうことで、答弁が早口で、キャッチするのが鈍かったものですから、先ほど申したようになります。

それで、まず、県土木道路建設課公園街路、(仮称)東トンネル及び(仮称)木島橋の今日までの経過資料を基本として、前回の私の一般質問において、その点について数字を申し上げました。その記載された正規の数字に対して、議長さんはいきなりそんな根拠のない数字を言われてもわからないというようなことを……。

議長(高木将君) 発言者に申し上げます。

その件につきましては、さきの議長不信任の件で事が済んでおりますので……。

25番(生田目久夫君) いや、不信任は不信任……。

議長(高木将君) こちらの議長の話をお聞き願いたいと思います。

25番(生田目久夫君) 私の質問は私の質問であります。

〔「説明が済んでいる」と呼ぶ者あり〕

議長(高木将君) もう済んでおりますので。

25番(生田目久夫君) 私の質問をしているんです。

議長(高木将君) 発言者に申し上げます。お聞き願いたいと思います。

先ほどの1回目の質問に対するの答弁、それが書き漏れたかどうかにつきましては発言者である生田目議員の問題でございます。1回目の答弁に対するの再質問であるということをご認識をさせていただきたいと思います。それ以外の発言については発言を認めません。

25番(生田目久夫君) それはまずいですよ。そういうことは議長さんとしておっしゃるべきじゃないんですよ。ここで一議員が住民の意向に沿って質問をするわけですから、先ほど申し上げたように何者にも侵害されない権利があるんですよ。

議長(高木将君) 発言者に申し上げます。再度申し上げます。

これ以上同じことを繰り返すようであれば発言の停止をせざるを得ませんので、ご理解を願いたいと思います。

25番(生田目久夫君) 驚いたね。こういう議長さんが世の中におるんですね。そういうことでもうちょっとだけね。今回の議会の会期の直前になって私はその議事録を見ましたら、そういうことは言っていないですね。私、記憶に余りないんですよ。私がどう間違ったことをやって。

議長(高木将君) 暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後 3 時 3 6 分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

25 番生田目久夫議員。

25 番（生田目久夫君） 25 番でございます。大変お待たせをいたしました。ご迷惑をかけております。

市民の皆さんから要望でご質問申し上げたわけなんですありますが、今、議運の委員長さんとの話し合いで、とにかく後で、もしも質問するならしてくださいと、あとは、私どもは市長さんと交渉として、私と市長さんの間でいろいろお話をするように相努めますからというようなお話がありましたので、私はこれ以上に時間的にも迷惑はかけたくありませんので、十分お聞きすることは聞きました。

ただ、最後に、先ほど申し上げましたように、喫煙場所について市長さんのご意見を改めてお聞きをしまして、私の一般質問はこれで終わりにいたします。大変ありがとうございました。お世話になります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 再度のご質問にお答えを申し上げます。

健康増進法第 25 条受動喫煙の防止、これにのっとりまして具現化を進めてまいります。

議長（高木将君） 以上で、一般質問を終結といたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時 3 9 分散会